

品安全委員会であるとか農林省内部の組織改正であるとかいろんな形で信頼を積み上げてきた、その信頼の積み上げがまた根底から崩れかねないような状況にあるんじゃないか、そんなことを心配しております。

そこでお伺いしたいんですが、BSE対策の牛肉買取り制度というのはそもそもその制度そのものにどこかに欠陥があった、これだけ事件が続発するというのはどこか欠陥があったんじゃないか。あるいは、今回逮捕されたハンナンの浅田会長は、昨日のたしか日経新聞だったと思いますが、こんなふうな用語で書いてありましたけれども、運用面においてややもすると農水省そのものが身内に對して若干甘いんじゃないか、そういう見方もされかねないような状況ではないか、こんなふうなことを危惧しております。

今、鳥インフルエンザ問題が起つて、若干状況は違ふかもしれませんが、例えば移動制限区域内の卵の買取り制度とか、似たようなことがこれから対策として打たれようとしておりますけれども、やっぱりこういうことがまた起こるんじゃないかという国民は非常に不信感を持っていると思うんですけれども、こういうことが再発しないように、農水省としては、農林大臣としてどのようなことをお考えなのか、その辺の対策をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(亀井善之) 今、委員からも御指摘のとおり、今回の事件、これもこれまでの偽装事件と同様、当初の保管事業、この申請段階での偽装が行われていた疑いが強い、このように考えておるわけでありまして、そういう面、当時、BSE全頭検査体制確立前の多量の在庫牛肉を極めて短期間のうちに市場から隔離をし、そして消費者の不安を払拭すると、こういう措置として行われてきたわけでありまして、本当に、あらかじめ防止できなかった点、このことにつきましては大変誠に遺憾に思っておりますのでございます。その後、食肉流通問題調査検討委員会、ここに

おきまして報告書をちょうだいをしていただいております、事業の仕組みやあるいはまた実施手法に不十分、不徹底な点があったこと、補助要件に適合しない事例や偽装を誘発したと、このような批判を受け、この検討委員会での報告を受けたわけでありまして、御協力をちょうだいいたしまして、牛肉トレーサビリティシステムの確立あるいは普及、あるいはまた食品関連法規の遵守の徹底、取締りの強化、コンプライアンスの推進等、こういうようなことで全力を挙げておるところでございます。

当面、今回の事件につきましては、捜査当局の事実究明に全面的に協力するとともに、今後こうした批判を招かないよう、補助事業の創設、また執行に当たっては適切に対処してまいりたいと。

特に、この報告書をちょうだいをいたしました、新しい組織、さらには省内の職員の意識改革、このことを私は強く指示をして、二度とこのようなことの起きないように今努力をさせておるところでございますし、今回このような事態が、またこうして捜査当局の捜査を受けている、このことにつきましても、更に私もはその徹底というのを十二分に職員が意識を持っていこうと対応するように頑張つてまいりたい、こう思っております。

○段本幸男君 大臣おっしゃる通りに、やはり国民は農水省の取組姿勢が非常に安全、安心につながるようなことを見ていないかというふうにお話です。職員の意識の改革をなさるといふお話を。是非その点をいち早く取り組んでいただいて、国民の信頼を取り戻していただきたい、このことをお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、農業委員会法についてまず御質問させていただきます。農業委員会法というの昭和二十六年に制定されたというふうな何っておりますけれども、当然、昭和二十六年のときの日本の農業とか農村を

取り巻く状況と現在の状況とはもう根本的に恐らく違つていようというふうな思ふわけですね。一体、その昭和二十六年にできた法律が、なお今日の改正して持つていくとする今日の役割、その辺についてお伺いしたいと思います。特に、今回、必置規制について今回の改正で外しましたけれども、農業委員会そのものをあえて残すようにされた、その辺についての根拠をお伺いしたい。特に、農業委員会そのものを行政やJAでできない、その辺の理由をお聞かせ願いたいというふうな思ひます。

○国務大臣(亀井善之) 農業委員会、今、委員からも御指摘のとおり、昭和二十六年に創設をされました、いわゆる農地政策の執行あるいは推進機関として発足をし、創設当初は農地改革の成果を維持、権利移動の統制等の役割等を担ってきたわけでありまして、今日では国際化が進みまして、また、食料の安定供給に向かつて優良農地の確保や耕作放棄地の解消、担い手への農地の利用集積、農業経営の法人化など構造政策を進める上での役割が高まっております。

農地に係る構造政策推進に当たりましては、農家の農地へのこだわりや農村社会の特質を踏まえる必要がありまして、農地の権利調整や、また効率的利用の推進を図る、市町村が直接担うことは人員の面やあるいは実態の面で困難が伴いまして、また効果的でない、という点。このため、農業者主体の合議体として農業者の信任の下で組織され、公平、客観的に農地政策を遂行できる仕組みとなつております。農業委員会は、今日もその設置につきましては重要な意義を有しておると、このように思っております。

そういう中で、地方分権推進の観点から、市町村の自主性が拡大を内容とする法案を提出したところでございまして、農業委員会の設置につきましては、私、今いろいろ申し上げましたが、引き続き原則として市町村の必置機関としての必要と、これからのいろいろ、先ほども申し上げましたが、いわゆる権利関係の問題、基本計画の中に農

地制度の見直しのことでも今諮問をしてお願いをしております。そういう中で、不耕作地域、遊休農地の問題等いろいろあるわけがありますし、そういう面では農業者自体、そういう中でいろいろお仕事をさせていただくという役目は十分あると、このように認識をしております。

○段本幸男君 私、農業委員会、今日の意義は、今、大臣もおっしゃったように、農業者の合議体として、やっぱり今々の観点に立つて物を見られるような組織になって、脱皮していった役割を果たしていく、それは非常に重要なことではないかと思つていふんです。

その観点から見れば、一つとして、私は女性問題は非常に重要ではないかというふうな感じがしております。現場で見れば、大体就農者の半分以上は女性、現場出るともう大変女性が多い。しかも、現地いろいろ見てもうと、大体女性の元氣なところほど地域も元氣、青空市場があったり、いろんな形で活躍されているのは事実だといふふうには見えてきました。かて加えて、今、食の安全、安心問題が問題になっていふように、やっぱり女性の感性みたいなものが非常に大事になつていふんじゃないか、こんなふうな思ふんです。

しかし、そういう現場の状況と、例えば農業委員会の人たちのいろんな役員就任されている状況なんかを見てみると、おおよそ実態とは懸け離れた状態にあるんじゃないか、こんなふうな感じもするんです。

実は、先ごろ、ここ、隣におられる太田議員の、農業会議の会長の御推薦も受けて、福島県の飯舘村というところに行つてまいりました。衆議院でもたしか参考人でお話されたようですけれども、佐野ハツノさんという方とお会いしてきまして、この方が飯舘村の農業委員会の会長をなさつていふそうです。その佐野さんが言つておられるのに、私が会長になったことによつて、村の女性が、飛び回つていろいろやつていふと、いや、我々もやらなと言つてあつちの主婦もこつち

の主婦も動き出して、いろいろな形が大変出てきた、やっぱりこういう結果をうまく生かしていきながら元氣ある村づくりを進めたい、こんなふうなことをおっしゃっていました。やっぱり農業委員会辺りに是非とも役員の中にどんな人という意見が酌み取れるようにしてほしい、こんな要望がありました。私も全く同感でした。

こういうものに対して、農林水産省としてはどのように指導されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○副大臣(市川一朗君) 全く同感でお聞きいたしました。実は農林水産省に男女共同参画推進本部というのを作っておりまして、たまたま私本部長でございますが、考え方、今、段本先生言ったようなことを盛んに申し上げながら、今一生懸命そういう方向で取り組んでいるところでございます。

農業委員会に関しましては、十三年度以降だと思いますが、全国農業会議所を中心といたしまして農業委員会系統組織の改革プログラムというのがあるわけでございますが、その中で、「組織体制の適正化」の中で、「地域の農業・農村を担う多様な人材の農業委員への登用」の中で、女性農業委員を積極的に登用すべきであるというようなことで、今、太田先生も会長でございますが、一生懸命取り組まれておりまして、その成果がそれなりに具体的に現れてきているんじゃないかなと思っております。平成十一年、九百七十七人でございましたが、平成十四年現在で二千二百六十一名と倍増以上しておりますので、それなりの成果は出てきていると。

ただし、全体の構成員で見ますと、二千二百六十一人に増えましたが、なお三・九%でございますので、道まだ遠しというつもりで頑張りたいと思います。

○段本幸男君 是非、行政が後押しすることによって加速的に推進していただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。

次に、公選制度のことについてお伺いしたいと

いうふうに思います。

農業委員、今、公選制度になっているわけですが、これも、これは恐らく、農地の転用なんかを審査するに当たっているような意味でやはり公平な立場で物を判断できる人、こういう観点からなされているんじゃないかと思うんですが、かつて農地価格が相対的な意味合いで非常に高く財産的な意味合いが非常に強い、そういう時代ならまだしも、今は非常に農地価格が下がってきて、そんな農地の財産的な価値というのは必ずしも高くなってきている、そういう折に、公選するためには大変大きな労力、悪く言えば無駄な投資がなされている、こんなふうに見受けられないこともない。

なお今日時点において公選制を維持しなきゃいけない、今回の改正でもそうなっているんですけども、その理由はどんなところにあるんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) お答えをいたします。

農業委員会の主たる任務が農地の利用集積等の権利調整の業務にあるわけでございます。農地というのは、これは改めて申すまでもございせんけれども、農業者の財産でありまして、基礎的な生産手段となっております。こういったものにつままして、地域の農業者の意向等を十分に反映しつつ、委員も御指摘ございましたように、客観的に、また公平性を確保しながら実施していくということになりましてそういう仕組みが必要でござい

ます。そういう仕組みとして独立の行政委員会として市町村に設置されるわけでございますが、この組織の運営自体、やはり民主的に選ばれた農業者の代表によってなされるということが今日においても適切であろうというところで、農業委員会の基本的な性格を踏まえまして、農業委員会は選挙により委員を根幹として構成されるべきというふうに考えているところでございます。

そういうことで、この今回の法案を出すに当たりますして、懇談会といえますか、研究会で御議論

いただいたわけでございますが、その中でもこの公選制については議論がございましたが、現時点においてはまだやはりこれを維持しつつ今後とも検証をするということで結論をいただいております。そういうことで、引き続き公選制を維持していきたいというふうに考えておるところでございます。

○段本幸男君 若干私自身は、特に市町村合併が行われたりすると大変大きな区域内で選挙をやらなきゃいけないとかいろいろ煩雑も出てくる、いろんな社会の変化はあるんじゃないかと思っておりますけれども、引き続き我々もウオッチングしていきたい。農水省も是非ウオッチングしながら機動性のある行政を目指していただきたい、こんなことをお願いしておきたいと思います。

次に、農業会議というが、農業委員会の全体の規模についてお伺いしたいんですけれども、規制改革会議始め内外からとにかく農業委員を減らせ、全体数を減らせと、もうただそれだけを言われているんですけれども、本当に必要なものは、単に見掛けのそんな、多いから減らせ、農業者に比べてどうだからこうだというだけじゃなくて、実態の論議で、農業委員会がどういう役割を果たしている、そのためにはどういう規模がやっぱりふさわしいんだ、こういう辺がやはり行政な側でビジョンとしてあつていかなければいかんかと思うんですが。

今回の中でも、全体はいろいろ、行政改革会議とかいろいろんなところの兼ね合いで裏ではいろいろ取引なさっているんじゃないから表には出せない部分もいろいろあるんだろーと思っておりますけれども、それにしても、おおよそ農林省としてどういうビジョンを持ちながら農業委員会を引き続き維持しようとしておられるのか、その辺について、差し障りない範囲でお聞かせ願いたいというふうに思っています。

○政府参考人(川村秀三郎君) スリム化の問題でございますが、現在の選挙委員の定数は十人から四十人の間で条例で決めるということになってお

りまして、今回、この下限の十人、これにつきまして実態を見ますと、約三分の一の農業委員会におきましてこの十人に張り付いているというのが実態でございます。また、アンケートの結果から見まして、この十人について、認められれば引き下げたいという意向も約半数以上の、六割近い農業委員会が持つていらつしやるということが、市町村が持つていらつしやるということがございます。そういう意味もございまして、今回、この下限の十人という定数は撤廃をして、市町村の自由性の拡大、自主性の拡大という意味で条例で市町村が定めるということにしております。

しからば、その下限を取った、廃止した場合に、全体、どういった規模が必要かということでございます。

これにつきましては、現在の規定の中で区域内の農地面積あるいは農業者数に応じて定数の上限を決めてございます。具体的に申し上げますと、区域内の農地面積が千三百ヘクタール以下、また基準農業者数が千人以下であれば二十人以下というふうに決めておりますし、千三百ヘクタールから五千ヘクタール、それから基準農業者数が千五百名を超えて六千名以下であれば三十名以下、五千ヘクタールあるいは農業者数が六千人を超えれば四十人以下というふうに決めておりまして、これについては維持をしたいというふうに考えておりまして、その中で市町村の判断で適正に決めていただきたいと、こういうふうには思っているところでございます。

○段本幸男君 余り合理化とかそんなだけにとらわれずに、実態的にやっぱり地域が活力を失わないように是非いろんな形で行政指導をお願いしたいと思います。

次に、農業委員会について私が見させていただいた限りでは、ややもすると今までの農業委員会は、地域に対する土地利用の、適正利用の本来そういうビジョンを持つべきところが、ややもするとそういう地域の適正土地利用に関するビジョンを持つようなことが薄かったんじゃないか、こん

なふうなことを感じるわけですね。このことがあったために、あるいは政治的な横やりもいろいろあって、あの農転を何とかせよなんというような話があったんだから、そういうこともあって土地が非常に現在の状況ではスプロール化してしまつて、地域がうまくまとめてやるのに使にくいような形になつていつて不都合を生じている、こんな地域がもう全国至るところで見られるではないかというふうに思います。

もう一度、本来、農業委員会が、いや、この地域はこういう土地利用でこういうふうにするんだという業務をしっかりとやるべきと考えるんですが、今回の改正ではむしろこの部分が農業委員会の業務からは外されたというか、まあやつてもいいんでしょけれども、法律からは、やらなくてもいい業務、必ずしもやらなきゃいけない業務にはなくなつてしまつた。こんなことで本当に農業委員会の役割が果たせるのかどうか、今回の改正目的はこれでもいいのかどうか。根幹にかかわるところですが、お教え願いたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 適正な土地利用を確保していくという意味では、農業委員の方々の知識、経験、それから資質の向上、農地法その他の関係法令、また地域の農業ビジョン、そういうものをしっかりと踏まえて対応していただくことが重要だと思っております。

ただ、御指摘の、現行規定の中に置かれております農業・農村の振興計画の樹立という業務を今回削除したわけでございますが、これは、農業委員会が中心となつてこういうものを作っている例というのは極めて少ないわけございまして、むしろ市町村とかそういう行政主体が計画を作成する場合に、農業者代表として計画の樹立に協力をする、あるいは意見の公表をする、あるいは建議を行うと、こういったケースが圧倒的に多いわけございまして。そういう実態を踏まえまして、またかつ、今回、活動を重点化するということでやはり一番重要なのは本来その農地に関する業務ということでございまして、そこに特化をする

ということでの重点化を図つたわけでございます。

ただ、御指摘のように、地域農業ビジョンへの参画というのは非常に重要でございますので、引き続き、意見公表でありますとか建議でありますとか、そういう中でしっかりと対応していただきたいというふうに思つていましてございまして。

○段本幸男君 今の局長の御意見を聞いてみると、何となく中途半端なような感じがすくすくするんですね。今、農水省は、新たな米改革が進められようとしていますし、また食料・農業・農村基本計画も見直しが正に進められている。そしてさらに、大臣の下に品目横断別の政策を進めるんだと。もう大きな大きな大転換期にある、こんなふうな感じを受けるわけなんです。そういう折にどうも小手先の改正だけでいいのか。もつと抜本的に、もうやめるならやめるでいいし、もうきちんとやるならやるという、基本的なものが必要なんではないか。

そういうものとの整合性、要するに、抜本改革をしようとしている割には今回の改正がどうも小手先のようで整合取れていないんじゃないかという印象を受けるんですが、その辺についての農水省のお考えをお聞かせ願います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の農業委員会法の見直しにつきましては、かなり長いこと検討してまいりました。直接的にはいろんな地方分権の指摘等もあつたわけでございますけれども、研究会を作りまして、この中にいろんな関係者の方、またいろんな、マスコミ含めていろんな方に御参加をいただきまして、徹底的に議論をしていただきました。十四年の十月二十八日に第一回の懇談会を開いて、そして約半年以上掛けまして報告をまとめたということで、現時点で非常に考えられることは徹底して議論していただきまして、その内容を今回の法案として盛り込ませていただいたということでございます。

もちろん、今、食料・農業・農村基本計画の見直しをまた行つていられるわけでございますが、今

後、担い手なり農地制度がかなり大きく変わる中で農業委員会との関係が再度見直されるということとはあると思ひますけれども、現時点で我々としては最大限考えることを盛り込んでおるといふふうに思つております。

○段本幸男君 もう一つ、個別問題でちょっと伺いたいんですけれども、以前私が、自分の住んでいる千葉県の四街道というところで、産廃の小規模の不法投棄地を見せてもらひに行つたときのことなんですけれども、そこに行つたら環境担当の人間が、いや、こういう産廃の不法投棄を取り締まるのはなかなか環境担当の我々だけでは難しいんだ、関係各省のいろんな規制法の、もうあらゆるものを駆使してやっていきたいと思つていて、しかし県庁レベルでいって、例えば農地に捨てられていてからどうしてもし農地法の関係とかそういう規制をうまくやってほしいんだけれども、なかなか農業委員会も動いてくれないし、県の農政担当も動かない、是非この辺を、もう少し農業委員会なんなりが動くようなシステムを作つてほしい、こんな要請がありました。

やはりそういう、社会的にいろいろ困つて何かやつてほしいというところ、きちつと役割果たすところにむしろ農業委員会がこれからもなお設置している意味があるんであつて、国民に対してですね。そういう役割担うんじゃないかと思うんですが、その辺についての農林省のお考えをお聞かせ願ひたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今、産業廃棄物の不法投棄の問題、御指摘ございました。御指摘の中で千葉県の例に触れられましたけれども、正に千葉県は件数なり投棄量で全国ワーストということを開いております。こういった不法投棄は非常に全国に広がつておりまして、非常に我々としても、優良農地の確保の問題、あるいは食の安全、安心の問題からも極めて重要な、またかつ重大な問題だといふふうに認識をしております。

各地の委員会、これは全国いろいろ取組がなされております。非常に差がありまして、本当に熱

心にやつていただいているところと、まあそれほどでもないところがあるわけでございますが、非常に熱心にやつていただいているところは、農地のパトロールでありますとか、それから農地の所有者に対する農地管理の指導、それから不法投棄防止のための啓発、また関係機関へそういう状況を迅速に通報して対策を協議するといったようなことでの対応をいただいているところもあるわけでございます。

今回、こういうことで改正をお願いをしておりますが、そういう意味で、優良農地の確保、あるいは耕作放棄地の解消、そういったものに業務を重点化するというところにさせていただきます。今、正に御指摘のような点を含めまして優良農地の確保に向けて非常に努力をしていく、また、そういうことで我々も支援をいたしますか、後押しをしていくということを考えたいと思つております。

○段本幸男君 是非、社会全体が困つていふことに対して狭い視点で見るとはなくて、やつぱり大きな社会問題に役割を果たすということを目を付けたら御指導願ひたいというふうに思います。

次に、農業改良助長法について伺ひたいと思ひます。

普及事業というのは、私が少し勉強させてもらったところでは、昭和二十三年にできて、それでは当時全国まだまだ技術がないところをできるだけ全国平準化しているような技術が浸透していくように、こんなこともあつて普及員が設けられ、普及事業が行われたと、こんなふうに向つておりますけれども、今、状況はむしろ現代農業ではそれとは逆で、各経営体が専業化して一つの専門のことを深く掘り下げて、だれにも負けないナスピを作ると、こんなふうな全く縦の方向で技術を求められている、こんなふうな状況になつていふのではないかと思ひます。

全く視点が変わつてしまつていふような状況なんですけれども、今回の改正でこういうことが十

分に酌み取られるのか、普及事業というのとは一体今日のにはどういう役目を持たそうとされているのか、大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今、委員からも御指摘の、昭和二十三年にこの協同農業普及事業、これが発足をし、いわゆる試験研究機関と直接農業者への橋渡しと申しますか、いろいろ試験研究機関で開発された技術を現場に合った形で農業者に普及をします。そういう面では、かつては昭和二十年代の食料増産と、その後は園芸、畜産の産地形成や水田農業の確立、そういうその時代ごとにいろいろの役割を果たしてまいりました。

最近でも、つい最近、私、宮崎県に参りまして、宮崎県で農家の方々が亜熱帯性のマンゴの生産をされていると。大変気候が違うわけでありますが、その温室の中で本当に完熟マンゴを生産されております現場に参りまして、大変感心をし、またその技術指導、それはやはり普及員の皆さん方の技術をいろいろ導入をして今日やっていると、こういうお話を伺ったわけでありまして、そういう面でも、またあるいはいろいろスピード感を持った農政改革、この推進が求められる中、またさらに食の安全、安心、こういうことの確保や競争力のある担い手の育成等、農業構造の更なる改革、こういうことが必要なのであります。

そういう面でも高度かつ多様な技術、知識、こういうものを的確に農業の現場に伝えていくと。これは協同農業普及事業、こういうことであるわけでありまして、新たな農政の展開とその取組につきましましては、大変重要な役割を担うわけであるわけでありまして、今後ともこの新技術の導入や、あるいはまた経営改善の支援、そういう面で農政を推進する上におきまして大変重要な役割を果たすわけでありまして、これからは是非この協同普及事業が十二分に発揮できるような支援というものをしていく必要があると、このように思っております。

○段本幸男君 今おっしゃっているような、専門

的なものに対しても対応できる、こんなふうなことになるべくと、なかなか普及事業、いろんな、ずっと見ていくと、もうそれはそう言った全部対応していくというのは非常に難しい状況にあるのではないかと、こんなふうな感じがしています。

ところで、一方では学校が独立法人化、国立大学が独立法人化されたり、あるいは民間でもいろいろ試験研究が進むとか、いろんなところで随分民間も農業に参入したいという思いを持って研究しているようなところはたくさんあるんですね。むしろ農水省は、そういういろいろなところの力をかりて普及全体を見るようなシステムを作るべきではないか、こんなふうなことを感じるんですね。

例えば水耕栽培なんか見たら、既に水耕栽培では民間のいろいろなノウハウをだあと農家に指導してうまくいっているケースがある。そういう形を作ることこそがむしろ小泉総理のおっしゃっている民でできることは民でという改革に沿うんではないかと思うんですが、農水省のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 普及事業に当たりまして民間の力を活用していくべきではないかというお尋ねでございます。これはもう本日に御指摘のとおりだと思っております。確かに今回の改正の中で、一つの柱として高度化する技術に

対応していくということでございますが、正に民間の世界で、御指摘にありましたような水耕栽培を始めとしていろんな、花卉栽培等では先端的な技術もございます。そういうものを民間でやっていただく分については積極的に活用していくということも非常に大事だと思います。

それからまた、今後、非常に企業的な経営をしていく、あるいはその販路を拡大していくという意味で、税務でありますとかマーケティング、こういうものにつきましましては非常にその各世界で、そういう方をアドバイザーとして活用して

く、あるいはもう本当にその方々に本当にはまっでやっていただくといったようなことが本当に大事だと思っております。そういうことも今回の改正の全体の中では位置付けをしていきたいと思っております。

ただ、いろんな各分野の専門家がおりますけれども、必ずしも農業に明るくないといいますが、農業との接点といえますか、橋渡しの役を普及の方々が果たしていく、あるいはオーガナイズしていくという点も普及には求められているのではないかと思います。そういう民間活用が円滑にいくという意味での普及事業というものの必要かと思っております。

○段本幸男君 是非、弾力的な普及事業を目指して頑張りたいだかと思っておりますが、そういう視点でもう一つお伺いしたいんですが、先ごろ広島で普及関係の方とお話ししたときに、行政のスリム化が求められて普及事業もどんどん細くなっている、そういう折に、各県の試験研究機関が全部いろんなメニューをそろえて事業をやっているけれども、なかなかそれでは対応できない。むしろ、例えば広島であれば中国全体を、各県がそれぞれテーマ決めて、おれのところは畜産、おれのところは果樹とか、いろんな形で分業システムにしながら、かつそれぞれの県がどの試験場にどのような形でネットワークできるようなシステムを作れば、今こういうIT時代だから十分できるんじゃないかと、こんなふうなことをおっしゃっていました。

やはり広域連携の形をうまく取って行政のスリム化にやっていくべきだと、こんなことに対して農水省はどのようなお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(石原一郎君) 地域の試験研究機関を効率的、効果的に推進するというところでござい

ます。

都道府県の試験研究機関におきましては、各都道府県の農業の実情に合わせまして、例えば和歌山県ですと人員のほう半分近くは園芸関係ですとか、あるいは静岡県ですとお茶等に傾斜したような研究がなされております。

また、国の独立行政法人との関係で申しますと、各地域農業研究センターが北海道、東北、近畿と、こういうような形であるわけですが、そこにおきまして都道府県の試験研究機関を毎年度招集しまして、その地域における研究の方向、例えばお話がございました米の政策改革大綱に対応した研究を近畿、中国、四国でどうするかというような議論をしていただくような会議、地域農業試験研究推進会議ということを毎年度開催しております。そういうことを通じ、また、これは研究資金の制度におきまして、研究課題を公募して行う競争的研究資金制度ですとか、地域農業を総合的に確立するというような研究制度がござい

ます。

こういう中におきまして、複数の県の試験研究機関あるいは国の独立行政法人が各々分擔しつつ研究開発を進めるということをやっておりますところでございます。

いずれにしても、今後とも、地域におきまして各研究主体が適切な役割分擔の下、効率的な試験研究が推進が図られますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○段本幸男君 是非お願いしたいと思

います。

それと、感じることは、普及事業、私は全国見

を強く感じているんですけども、普及のいろんな事業、組織の在り方なんかを見ていると、必ずしもその点、まだ十分ではないんじゃないかな、こんな感じがしてあるんですけども、農水省はどのような指導方針でやっておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副大臣(市川一朗君) 普及事業の基本は、普及職員が直接農業者に接しまして農業技術や経営に関する実地の指導を行うということが基本だと思います。先ほど大臣も御答弁の中で、高度かつ多様な技術、知識を的確に農業現場に伝えていくというお話がございましたが、そういったところが一番基本だと思いますが、先生御指摘のとおり、これから農業を進める上において、やはり地域作りが大事であり、そのためには人づくりが大事で、それが、普及事業として考えますと、技術と経営という面も含めましてやっていかなきゃいけないということと連携してくるんじゃないかと思

います。それからいろいろな問題が出てくると思

います。例えば、担い手を中心とした産地育成の問題とか、あるいは多様な農業者から成る地域営農集団等の組織化とか、あるいはこれから、私、集落営農の問題等が非常に大きくなって

くると思いますので、そういった問題についてい

わゆるコーディネーター化するといいますが、コーディネーターを育てていくという意味での普及事業がますます重要になってくるという認識を持って進めてまいりたいと思っております。

○段本幸男君 全く同感で、是非コーディネーター化されたような普及員が活躍してほしい、こんなふうに思っております。

ところで、普及事業についていろいろ見てきましたけれども、様々現地歩いていても意見あります。しかし、今回、センターの必置規制が外されることになりました。でも、私が全国でずっと見てきた感じから見ると、普及員の人たち、各地でもう一杯汗をかいて、そしてそういう人たちがやっぱり地域のエネルギーの原動力になっている、こんなふうなことを各地で見えてきました。

ただ、もちろん、必ずしもすべての普及員がそうではなくて、要するに人によって随分変わってくる、こんなところもありますけれども、今、市川副大臣もおっしゃいましたけれども、やっぱり普及員のコーディネーター的な役割みたいなものを更に一層増して、これからむしろ普及事業をうまく生かしていく、むしろ職員はもうこれからは農林省としては必ずずっと置いて、それを生かす方向での取組をむしろ助長すべき、この際、センターは外したけれども、やっぱりそういう形の意識だけは持っているんだというふうな指導方針が強く望まれるんじゃないか、私は全国回ってそんな感じをするんですけども、大臣のひとつお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今、委員からも御指摘のとおり、私も地方に参りましても、あるいは私の周辺の若い農業後継者が大変進んだ農業、特に私の周辺は都市近郊であります。そういう中でいろいろの分野で農業後継者が進んだ農業をしておりま

す。いろいろの彼らと話をしている中で、やはりこの普及員の皆さんとの関係、これを欠かすことのできないことを承知をしておるわけであり

ます。

農業の生産性の向上、あるいはまた経営発展のためにはやはり不断の技術力、技術革新、これが必要なわけでありまして、そういう面では、やはり試験研究機関での実績、そしてそれを農業者のところに移転をしますと、そういうやはり技術革新的なことをしなければ前進はないわけでありま

す。

そういう面では、先ほど来お話しのとおり、正に普及職員というのは人によって成り立っている

と、こういうところ非常に多いわけでありまして、是非今後のこれからの問題と。普及職員の設置につきまして都道府県に義務付けをして、そして現行の制度におきましてこれをしっかりと維持していくことが私は大変重要なことと、このように認識をしております。先般来、私も攻めの農業、守りの農業から攻めの農業、こういう点、輸出促進室を設置するなどいろいろの施策を進め

る、そういう面でもやはりすばらしい農産物を生産すると。その陰にやはり普及職員の皆さん方がやはり技術的な面での関与というものが大変大き

いわけでありまして、この維持のために努力をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○段本幸男君 是非お願いしたいと思

います。

やはり意識が、そういう、行政もあるいは普及員の方もそういう意識を持って取り組むことが農家に対して移ってくる、そして自分たちも安全、安心なものを本気でやっぱり一番いいものをおれが作ってやるんだと、こういう意識を持たすことが地域を元気づけ出すとだと、こんなふうに思っていますので、是非、期待をしておりますので、お願いしたいと思

います。

次に、青年就農促進法についてお伺いしたいと思います。

まず、就農者の定着率について、もちろん一〇〇%あることが好ましいに決まっています。ですけども、必ずしも、そのために厳格に審査しても一〇〇%残るようにするということを余りやり過ぎると、結果的に、例えば資金の利用率、お伺いしたらたしか四割程度しかないというふうなお話もお伺いしました。むしろ、そんな百人いて百人ともそれは適性かどうか最初の段階で分らないわけですから、できるだけ多くの人たちに農業に参入してもらって、その中から多少落ちこぼれ

てもそれは別の対策でやることにして、人がたくさん残るような、もう来たいという人間が非常に増えているわけですから、そういう弾力運用が求められているんじゃないかと思うんですが、今回の法改正に当たって農水省はどういうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思

います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今後の農業発展を支えるのはやはり人でございまして、その人を、いかに人材を確保していくかということが非常に大事でござい

ます。

これまでも、どちらかというと、農業は親子の世襲的に引き継がれていくという観点が強かったわけ

でございますけれども、正に農業内外からチャレンジ精神のある多様な人材を確保するということが必要だと思っております。そういう意味でも、厚生労働省さんとも連携をいたしまして、「農林業をやってみよう」プログラムというものを共同で作成、実施をしております。例えば、ハローワークと新規就農相談センターが連携をする、あるいは大学生に対しては農業法人等でのインターンシップ、こういうものをやる、それからまた指導農業者あるいは農業法人を活用いたしました職務を通じた研修、いわゆるOJT研修、それからまた既に働いてはかの業務に就いておられる方が土日を利用して就農の準備をされる就農準備校といった等、できるだけ幅広く人材が集まるような工夫というものをしております。

その際、いろんな新規に参入するについては農地の問題、資金の問題、技術の問題、いろいろあるわけでございますが、それぞれそういう問題を踏まえまして、できるだけそのハードルを低くするということが大事だと思っております。

それで、特に今回の就農法の改正は農業法人を通じて農業に入ってくる若い人たちというものをできるだけ増やしていくということでもござい

ます。いきなり自営で農村地域に入ってくるというのはなかなか難しい面もござい

ますが、雇用形態で入ってくるということによって非常に円滑に、また短期間にそういう技術なり環境になじむといったようなことができるんだというふう

に思っておりますので、是非こういう今回の改正をお認めいただきたいなと思っておりますのでござい

ます。

○段本幸男君 時間がありませんから最後に要望を一つだけしておきたいんですけども、今、大臣おっしゃったように、農業を取り巻く環境は非常に変わってきて、そしてその風のとらえようによつては、追い風になるのか向かい風になるのか非常に大事なところにあるんじゃないかと思

います。冒頭言ったように、BSEの牛肉買取りの向かい風もあるし、あるいは就農支援のように、ど

こんど農村に入っていきたいという追い風もある。大事なことはやっぱり、この日本の農業を新しい形でとらえてやっていくんだという行政が意識を持ち、そしてそれが農家に伝わっていくことが大事だというふうに思っております。

今回の経営支援三法を機に、是非、官民一体となつてそういう方向に行つていただくことを是非ともお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○羽田雄一郎君 民主党・新緑風会の羽田雄一郎でございます。

いわゆる経営三法について質問する前に、段本委員も質問をされましたけれども、牛肉偽装事件について逮捕者が出ていふことにしましてお聞きをさせていただきます。

二〇〇一年九月十日に日本で初めてのBSE感染牛が発表されてから、食の安全、安心が叫ばれ、食への危機感、そして予防への日ごろからの意識を問われてまいりました。しかし、二〇〇四年になつても牛肉偽装事件で逮捕者が出て、そして事もあるか農水省の役人もこれに絡んでいふではないかと、そしてそこには政治家や秘書もといふ、いわゆる政治家の癒着が連日報道されているというのが今の現状であります。

もちろん捜査中でございます。答えられない部分が大方であると思いますが、それぞれお答えできるところをお答えをいただきたいと思っております。

本日はまず、警察庁にもわざわざお越しをいただいております。現在までの事実確認をさせていただきたいと思ひます。今現在まで分かっていること、新聞等で書かれていることしか我々には分からないわけですが、お答えいただけたところだけをお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(栗本英雄君) ただいま委員の御質問の件につきましては、国内でのBSE、いわゆる狂牛病発生に伴い実施されました牛肉在庫緊急保管対策事業を雇用し、売買代金を詐取したり、

補助金を不正に受給したという事案でございます。

そのうちの売買代金の詐取事案につきましては、平成十三年十二月ころに、大阪府食肉事業協同組合連合会幹事らが全国食肉事業協同組合連合会に對して、真実は輸入牛肉の加工品を含んでいふたにもかかわらず、すべてが国産牛肉であるかのように装つて五百数十トンの牛肉を買い上げさせ、代金として六億数千円をだまし取つたといふ詐欺の容疑でございます。本年四月二十一日までに、大阪府警察において関係被疑者十二名を逮捕したものでございます。

次に、補助金の不正受給事案につきましては、平成十三年十一月ころ、全国同和食肉事業協同組合連合会幹事らが農畜産業振興事業団に對しまして、真実は本件事業の対象外であります輸入牛肉の加工品などを含んでいふたにもかかわらず、すべてが同事業の対象牛肉であるかのように装ひまして七百数十トンの牛肉に係る補助金の交付申請を行い、補助金四億数千円の交付を受けたといふ、いわゆる補助金適法違反の容疑で、本年五月七日に、同様に大阪府警におきまして再逮捕者十名を含みます被疑者十六名を逮捕したものでございます。

現在、大阪府警において鋭意捜査を行い、この事案の全容解明に努めているものと承知しております。

以上です。

○羽田雄一郎君 今分かつただけでも、その当時といふのは抽出検査、農水省で行われておりました。そういう場面でのことでございます。また、今お聞きしただけでも十一億余りの補助金が出ていふといふことでございます。

その当時のことを思い返してみますと、我々もBSEの対策に関して農水省の初動の遅れ等々、農水省に對して質問を、そして誤りをしっかりと取り戻すようにいふことで質問をさせていただいていた時期でありまして、武部大臣は、二〇〇二年の牛肉偽装事件のとき、雪印等がございま

たけれども、最初、国際規格の一番厳しい基準で検査を行うと言つていたのに對して、農水省は大臣の言葉を無視してあいまいな基準、国際基準の二番目ですが、これはもうダンチの差があるわけですが、検査をしておりまして。その上、それが分かつたときに、記者会見でも、見直す必要はないんだといふようなことを農水省の担当者と言つていたといふことを思い出しました。大臣から私への答弁は、それを指摘したときに、農水省に對して、これはすべて検査するんだと、これ以上のものではないと言つて全箱検査が実施されたといふ経過がございまして。

農水省は、今回の牛肉偽装事件について農水省の関与も取りだされておりますし、その当時のあいまいなやり方、また大臣を無視するやうなそういうような形の検査をしていたといふこともございまして。独自の調査をするなり、何か対応を今されているのか、お答えをいただきたいと思つております。

○政府参考人(白須敏朗君) まず最初に、ただいま委員から御指摘ございました当時の検品体制といふ点についてでございます。

御指摘のとおり、BSE発生しましてから、平成十三年の十二月二十五日からいわゆる抽出検品を開始しておつたわけでございますが、いろいろ御指摘ございまして、雪印食品の偽装事件の発覚等々ございまして、検品の在り方が大きな問題になりました。平成十四年の二月八日からは全ロット検品に移行した。さらに、念には念を入れた検査体制を行ひまして、本事業に對する国民の信頼を確保するといふふなことで、平成十四年四月二十五日からいわゆる全箱検品に移行したところでございます。それは、今、委員からも御指摘ございましたが、念には念を入れた検査体制といふふなことで、本事業に對する国民の信頼確保といふことで、当時の武部元大臣の御決断によりまして全箱検品に移行したといふことでございます。そういうことで、ただ、今回こういう事件が発

生をいたしましたわけでございますが、私どもとしては、ただいま委員からも御指摘ございましたが、私ども捜査には全面的に協力もろんしているわけでございます。当時の担当者にも確認をいたしているわけでございますが、当時の担当者が、そういった大変全体として混乱をしておつた中で消費者の信頼を回復させるといふふなことから、一刻も早く市場から牛肉を隔離する必要があつたといふことでございます。そういう中で、国産牛肉を買い上げてもらうといふふなことで相談をしたといふふなことは、特に行政上の対応としては問題はなかつたものといふふうに考えている次第でございます。

いづれにいたしましても、現在、捜査が進行中といふことでございますので、私どもとしては、その捜査についてはもちろん全面的に協力するといふことでございますし、捜査の状況を見極めたいといふふに考えている次第でございます。

○羽田雄一郎君 今、農水省からの答弁は、念には念を入れるために全箱検査にしたといふようなままたまかしな感じです。

私がおかしいじゃないかと、国際基準の一番厳しい基準でやれと言つたにもかかわらず、農水省は大臣をもごまかして二番目の検査をやつたと。それを指摘して、それによつて大臣が農水省に對して怒つて全箱検査が始まつたんです。念には念を入れるために始まつた検査ではないんです。そうやって、毎回毎回、農水省はごまかしてごまかしてやつてきた。しっかりと、今回のことに関しては独自でも調査をしていただきたいと思ひますし、また、この支払われた助成金について今もお答えまふつきりないですが、助成金に對してのことについてお答えをいただきたいと思ひます。どういふような形で返還を求めていくのか、そういうことまでしっかりとお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(白須敏朗君) ただいま委員のお話でございます。私どもとしては、検品についてはしっかりとす

る、国民の信頼確保というふうなことから移行したというふうに理解をいたしているわけでございます。

それから、ただいまの補助金の関係につきましても、現在、捜査が進行しているところでございますが、捜査当局によります不正の事実関係の解明に併せて、当時事業団でございましたが、現在は独立行政法人の農畜産業振興機構に移行しておりますが、これに對しまして、府肉連等に支払われまして助成金相当額の返還請求措置につきましても求めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○羽田雄一郎君 大臣、今のを聞きをいたしたい、今までの経過を私はお話をさせていたいただきましたけれども、これからどのようなお考えで臨んでいかれるか。これは、もしかすると大臣の責任にもかかわってくる問題でございますので、しっかりと答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 今回、BSE対策として実施したこの牛肉在庫の保管・処分事業を悪用して、この容疑で逮捕者が出ておりますことは本当に極めて残念なことでありま。

現在、私どもとしては、この捜査に全面的に協力をする。そして、捜査当局によりまして徹底した捜査により一刻も早く全容解明がなされることが必要でありますし、あわせて、この捜査当局によります不正の事実関係の解明に併せて、今、局長からも答弁いたしましたとおり、農畜産業振興機構に對しまして、府肉連等に支払われた助成金相当額、この返還請求の措置を求めてまいりたい、このように考えております。

○羽田雄一郎君 しつかりと、農水省はすぐまかそとする体質でございますので、大臣がしっかりとチェックしていただきたいということ、我々もこれからの注視をしながら、チェックしながら進んでいきたいなど。

牛肉偽装事件については、まだまだ捜査中であると考えますし、政官業の癒着がこれからますますはつきりとしてくる可能性もあるということである。

でございます。段階を追って御質問をさせていただきますと思いますので、本日はこれぐらいにさせていただきますと思います。どうぞ、警察の方、御退席をいただいて結構でございます。

それでは、本題であります経営三法について質問をさせていただきますと思ひます。

まず、農業委員会等に関する法律の一部改正というところでございますけれども、設置基準でありますけれども、農業委員会の必置規制の在り方について農水省としてどのような見解を持っているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会の必置規制の考え方でございます。

農業委員会が発足をいたしましたのは昭和二十六年。設立当初は農地改革の成果の維持やそれから権利移動の統制等の役割を担っていたわけでございまして、今日では、国際化が進む中で食料の安定供給を図っていくということが必要なわけでございまして、そのためには、優良農地の確保、また耕作放棄地の解消、それから担い手への農地の利用集積、農業経営の法人化、そういった構造改革を強力に進めていくということでの役割が高まっております。

特に、この農地に係ります構造政策の推進ということにつきましては、農家の農地へのこだわりもございますし、また農村社会の特質、こういったものを踏まえる必要がございます。そうなりますと、この農地の権利調整あるいは効率的利用の推進を国なりあるいは市町村がこれを直接行うということは人員の面また実態面でもなかなか困難がある、また効果的でもないということでございます。まして、農業者主体の合議体として農業者の信任の下で組織をされますこの農業委員会、これが客観的、公平的に農地政策を遂行できるということ、で、農業委員会の役割は非常に今日においても重要な意義を持つていくということを考えておるところでございます。

そういう意味で、今回、地方分権の推進の観点から市町村の自主性の拡大といった意味での法案

を出しておりますが、この農業委員会の設置自体につきましては、引き続き原則として市町村の必置機関とする必要があるというふうに考えているところでございます。

○羽田雄一郎君 必置基準ですね、面積に満たない市町村でも農業委員会を設置しているところが多くなるようでございます。そういう置かなくていいような小さな市町村というんですかね、に設置されている理由というんですかね、と、また小規模農業委員会の意義についてお答えをいただければと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 現在でも任意設置とされている市町村におきまして農業委員会が自主的に設置をされているという事例があるわけでございまして。

この必置基準で一定の線を引いておりますのは、余りにも農地面積が小さいところ、また独立の行政委員会の設置を義務付けるところが市町村にとりまして過大な負担になるのではないかと、その行う業務に比べてコスト等が非常に掛かるのではないかとということが懸念されるため、その業務量等を勘案いたしましてこの必置基準を数量的に除外をしているところがあるわけでございまして。

御指摘のように、任意ではあります、その市町村が判断で農業委員会が置かれているところがあるわけですが、これは、農業委員会を活用する方がやはり農地への先ほど来申し上げましたような農家のこだわり、あるいは農村社会の特質、そういうものを考えますと、やはりより効率的あるいは公平に市町村が直接行うようにもできるということ、で設置されているというふうに思っております。

そして、仮に設置された場合は、これはもう全く、ほかの農業委員会、必置とされている農業委員会と変わらないうわけでございまして、当然交付金の対象にもなっておりますし、業務の多寡はございしますが、量的な問題はございませんけれども、当然同じような役割を果たしていただいて、重要

な役割を果たしていただいているというふうに思っております。

○羽田雄一郎君 よく分かりました。

それでは次に、任意業務のことについてお聞かせをいただきたいわけですが、現行制度にはあるんですが、改正案の方に農業・農村振興計画の樹立と実施推進というのが削除されているようですが、これはなぜなのでしょう。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の農業委員会法の改正案を作るに当たりまして、いろいろ懇談会等でも御議論をいただいたわけでございまして、その中でやはり御指摘がありましたのは、農業委員会はいろんな業務をやることになっておると。例えば農業の技術改良でありますとか病虫害の防除、こういったものも現在、今任務の中に入っております。そうしますと、どうしても総花的で農業委員会の活動が非常に分りづらいつと、また効果的に行われていないのではないかと、御指摘もあつたわけでございまして、この際、やはり農業委員会本来の農地にかかわります構造政策、こういったものに特化、重点化するべきではないかということでございまして。

そして、この御指摘の農業・農村振興計画の樹立、実施推進と、これはもう非常に大事な業務ではあるわけでございしますが、農業委員会自体が中心にこういうものをやっているということ、基本的には全国の例を見てもないわけでございします。そういうことからしますと、これは業務としては削除をします。ただ、非常に重要な観点でございますので、これは農業者の代表としての位置付けもございまして、その振興計画等は市町村等、行政主体等が作られる例が多いわけでございします。で、それに非常に協力をしていく、あるいは意見の公表なり建議、こういうものでそれを反映していくということで十分対応はできるのではないかと、この中で本業務を廃止したということでございます。そういう意味で御理解いただきたいと思ひます。

○羽田雄一郎君 それでは、農業・農村振興計画

の樹立という観点ではなくて、これを実行していく、推進していくことは確認できるということではありでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に農地も、そういった農村地域のビジョン、そういったものの一環として行われるものでございますので、こういったものに従ってそれを実行していくという役割だというふうに理解しております。

○羽田雄一郎君 それでは次に、選任委員の資格、定数の見直しが行われるようでありますが、先ほどは段本委員から女性の活躍というふうなことも言われております。これからの農業、農村の活性化を引っ張っていくということから考えると青年農業者やまた女性の活躍というのが必要であると思っておりますけれども、現在の割合と、そしてこの改正によって逆行していかないのかということをお答えいただければと思っております。

○政府参考人(川村秀三郎君) お尋ねの青年農業者あるいは女性の委員を増やして言わば活性化をしていくということは非常に大事だと思っております。

農業委員会系統組織自体も女性あるいは青年農業者の選挙委員への立候補促進に向けました自主的な運動というものをやっております、青年農業者自体、これは三十九歳以下ということでございますが、これはまだ絶対数としては非常に少のうございまして、〇・五%、それから、ただ女性の場合は絶対数としては四%弱でございますが、ただ非常に近年増えております。近年非常にそういう取組が効果を持っているというふうに理解をしておりますので、我々としても、是非こういった農業委員会をより地域の意見を反映し活性化するという意味でもそういった農業委員の割合を増やしていくことが非常に重要だということ、我々としてもこれを、この運動を積極的に支援していきたいというふうに思っております。

○羽田雄一郎君 是非そのことについては農水省挙げてしっかりと推進をしていただきたいと考えております。

それでは次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案、これについてお聞かせをいただきたいと思っております。

協同農業普及事業ということで、農業改良助長法が昭和二十三年ですかに制定されて以来、農業技術経営の専門家集団である農業改良普及組織が直接農業者に接し、幅広く、先ほどは段本委員言われておりましたけれども、全国、平均的に津々浦々に技術を伸ばしていくと。農家の農業技術の向上、経営安定に一定の役割を果たしてきたわけでございます。

また、現在では、地域のニーズなどもしっかりと対応しながら、変化しながら、都道府県と国が協同して行う農業に関する普及事業という形であって、これから、今ちょうど食料の自給率の向上とか、食の安全、安心ということが叫ばれ、また国土の保全や自然環境の保全を考える中での大変大きな役割が新たにできてきているなどということを感じるわけですが、国と都道府県がしっかりとこの責任を果たしていくことが大切であると考えておりますが、今回の改正で国はちよつと何か手を引いていくというふうなニュアンスを読んでいて感じるわけですが、農水省としてどういうお考えか、お答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(亀井善之君) 我が国の協同農業普及事業、国として国民の生活に不可欠な食料の安定供給、これを、大きな農政の課題であるわけでありまして、その対応の観点から、都道府県として地域の実情に応じた農業の振興、国は今、先ほど申し上げましたとおり、食料の安定供給、このこと、そして地域におきましては地域の実情に応じた農業の振興、こういう面でも国と都道府県が協同の事業として実施をしているわけでありまして、そういう面でも今日まで我が国の協同農業普及事業、その成果を収めてきたわけでありまして、具体的には、国におきましては、この協同農業普及事業の運営に関する指針、運営指針を策定をしまして、事業の基本的方向に向けていろいろなものを

をお示しするわけでありまして、都道府県の職員である普及職員の設置費や活動費等に対する助成を行うと、こういうことでありまして、一方、都道府県におきましては、運営指針を基本に、都道府県におきます事業の実施方針等を示すわけでありまして、協同農業普及事業の実施に関する方針を策定をし、これに沿って普及職員の設置や普及職員による普及活動を行うと、こういう役割分担の下に実施しているところであります。

そのようなことで、この協同農業普及事業につきましては、都道府県が地域の実情に精通した普及職員を配置をし、そして活動させ、国はこれに對しまして必要な助成と支援を行うということによりまして、都道府県の主体性を最大限に尊重しつつ、国と都道府県とが適切な役割分担を行うと、こういうことになっておるわけでありまして、今回の改正におきまして、引き続き、この普及職員の配置規制を交付金制度、こういう中で堅持をしていく必要があるわけでありまして、先ほどは段本委員の御質問にもありますとおり、今正にこれからの我が国の農政を展開する上におきましても、やはり技術面の導入、そして農業者が本当にしっかりと意欲を持ってやっていただく、そういうものをやはり裏付けるためにも技術指導の面は大変重要な役割を果たすわけでありまして、私は大変重要な役割を持つ事業と、このように考えておりました、引き続き国と都道府県が緊密な連携を持ち、また国の役割を十二分に果たしていかねばならない事業である、このように考えております。

○羽田雄一郎君 本日は、ちよつと引ききみではないかということ農水省の方に聞いて、その後、役割分担について大臣に聞く予定でしたが、大臣がすべてお答えをいただいたので、それを飛ばしまして、次の質問に移らせていただきます。この法案の改正によって、今まで地域農業改良センターを設けることとするという表現であったわけですが、改正によって普及指導センターを設けることができるというふうな形に変わっております。これはどういうことなのか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(川村秀三郎君) 現在の規定におきまして、組織につきましても必置の規制を持っておりまして、これは地域農業改良普及センターというものを置くということを義務付けているわけでございます。これは、都道府県の中を管轄区域として分けまして、そしてそれぞれの管轄区域ごとに地域農業改良普及センターを設置するというところでございます。そういう意味では、非常に硬直的といえますが、がんにがらめになっている面があるわけでございます。地域農業改良普及センターで改良普及員が勤務をし、そしてその管轄区域で普及活動をするということになるわけでございます。

ただ、現実を見ますと、そういった地区割りが必ずしも適当ではないということ、特に昨今は非常に広域的に産地形成をしなくちゃいけないこと、ございまして、また試験研究機関との連携もうちよつと機動的にすべきではないかと。そういう意味では、例えば試験研究機関にいわゆる活動拠点をもう一緒に置いてしまおうといったようなこともした方がいいわけですが、今の規定ではできない、こういうことになるわけでございます。そういう意味で、今後は、その組織の在り方につきましては都道府県が自主性を発揮いたしました、自分の県の農業振興に最も適当な組織体制を弾力的、機動的に取ることができるようという趣旨で必置規制を廃止したものでございまして、このセンターを置く以上は交付金のちゃんと算定の対象にしていく、こういう考え方でございまして、より効果的にその県、都道府県の状況に応じて事業展開をしていただくための改正ということで御理解いただきたいと思っております。

○羽田雄一郎君 とにかくこれはこれからの必要なことだと思いますので、しっかりと財源の確保も含めて国の責任というものを全うしていただくということ御要望させていただきます。ありがとうございました。

す。

それでは、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案についてお聞きをさせていただきたいと思ひます。

今後の担い手政策の中における法人就農者の位置付けをどう考えていくのか、将来的に法人就農者を地域農業の中核的な担い手に育成していくためにどのような手だてを立てていくのか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君)　ただいまのお尋ねでございますが、新しい基本法の下でも法人化の推進ということが大きな政策課題になっております。そして、現実にも法人、農業法人は非常に増えておりまして、今後とも増加してくるというふうに思っております。そして、この農業経営の法人化の進展によりまして、その法人におきます人材需要、こういうものが非常に増大をしております。

そして例えば、例でいいますと、数字的に申し上げますと、平成七年には約九万一千人の常雇用、これがございましたが、平成十二年には約二万以上増えまして十一万四千、こういうふう増加もしております。そしてまた、非常に特徴的なのは、新規就農者が農業法人に雇われて就農するという形態が非常に増えておりまして、現在これは推定でございますが、約一〇%程度はこういう法人を通じて参入されておることだと思えます。

そういうことで、今後、人材確保という意味からしますと、農業法人を経由して入ってこられる方、そういう方、そういう方が、もちろん将来とも農業法人の中の構成員といいますか、雇われた形、雇用の形態で担っていくということもありますが、そこでいろんな技術の研さん、ノウハウ、それからまた地域に溶け込むというようなことで、農地の取得等も含めて円滑にできるといったようなことで、自ら経営者として発展をしていくということも現に行われているわけでございます。

す。そういう意味で、多様な人材を確保していくという意味では、農業法人への就農を容易にしていこうということが非常に政策的にも意味があるというふうに考えております。

今回この改正をお願いしておりますのは、そういう実態を踏まえて、また今後の方向を踏まえて、農業法人が作成する就農計画の認定制度、これを新たに作りまして、その認定を受けた計画に従ったものについては就農支援資金の貸付けでありますとかあるいは農業改良資金の償還期間の特例、また昨今は非常に、この中心となっております青年農業者等育成センター、ここを介しまして就職先、雇用先まで探してほしいという依頼も非常に増えております。ただ、現状では職業紹介というのはできないわけでございますので、事実上のあっせんはしておりますけれども、これをもっと効率的にするためにはやはり無料の職業紹介を正式にできるようにする必要があるだろうということで、そのための規定も今回置かせていただいております。

そういう意味で、今回改正をお願いをして、法人等の就農、こういうこと、それを通じて、また、独立していくについてのまた施策を充実することによって全体としての有能な人材の確保に努めていきたいと、こういうふうに思っております。

○羽田雄一郎君　これからの担い手をどうやって確保していくのかということでは、いろいろな形で農業に興味を持ってもらい、そして農業に参加してもらって、最終的には地域農業の担い手になっていただけるような形をあらゆる角度から模索をしていかなければならないと考えております。その一つがこの法律であろうと思っておりますので、是非もともと門戸が開けていくような形で進めていただきたいと考えております。

あさつてはこの経営支援三法に対して参考人の皆さんにも来ていただくという予定もございします。意見を、現場の意見をお聞かせをいただきなすから質問をさせていただけるようでありますし、

しつかりと現場の意見を聞いた上での議論を深めて、より良い経営支援三法にしていかなければならない、実効性のあるものにしていかなければならないということを考えております。

あと、残りの時間は和田理事にお任せをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○和田ひろ子君 お二人の質問に何かかぶさっちゃっているんですが、いかに農業委員会が必要だかということで、農業委員会の存在意義についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどは局長も大臣もお答えをいただいております。またけれども、農業委員会というのは昭和二十六年に発足して以来、その時代時代で農地上の課題なんかに取り組んでこられておられます。また、近年においては、農地の利用権の設定などの、推進、認定農業者へ農地利用集積等の支援、遊休農地に関する指導などの業務を行っていただいております。

農地をめぐる今日の状況を見てみますと、これまで農地面積は一貫して減少をしております。現在の農地面積は四百七十六万ヘクタールというふうに言われておりますが、食料・農業・農村基本計画の中では、自給率を守るためには四百七十万ヘクタールは絶対切っちゃ駄目だというふうに言われておりますことから考えてみますと、年々三万ヘクタールくらいずつ減っているところを見ますと、本当に残り二、三年で四百七十万ヘクタールは切ってしまうんじゃないかという懸念がされているわけですよ。

そういうことで、農林水産省は自給率を、農林水産省はというよりは日本の国は自給率を、今四五%なんて言っているんだけど、本当は、ほかの国は一二〇%なんという国もあるわけでありまして、もう最低限を守っていかなくちゃいけない。そして、そのための優良農地をきちんと守っていかねばいけないとすれば、農業委員会の役目というか、農地法等の厳正的確な業務執行による優良農地の確保とその有効利用の促進を

図ることが求められているのでありますから、農業委員会というのは事ほどさように大切な機関であるというふうに思っています。

局長も客觀的に公平的に農地政策の仕事をしてもらつてゐるというふうに言われておられますが、農業委員会はこれからも絶対に必要である、必置規制は維持していく必要があるということを再度局長も大臣もお答えをいただきたいというふうに思います。

○政府参事人(川村秀三郎君) 委員が御指摘ございましたとおり、農業委員会の発足は昭和二十六年にさかのぼりまして、非常に歴史のある組織でございます。当時は非常に、農地改革が行われた後でございますで、その成果をいかに維持していくかということ等が非常に重要な意味を持つていたわけでございます。

ただ今日、その役割を考えました場合、今、委員が御指摘ございましたとおり、正に国民の最大の関心といえますか、生存にかかわります食料の安定供給を図っていくという上で、農地の確保、これが非常に基盤となりますので、この優良農地をいかに確保していくか、それからまた、耕作放棄地が増えておるのが非常に憂慮されるわけでございますが、その解消をどう図っていくかということ、それからまた、農業構造をできるだけ強いものにしていくという意味では担い手への農地の集積を図っていくということもこれは非常に喫緊の重要な課題でございます。等々、現在では構造政策の推進機関として農業委員会は極めて重要な役割を担っているというふうに認識をしております。

そしてまた、その性格も、正に農家の代表から構成されるということで、その客観性、公平性を確保していただきます。それからまた、農村特有のいろんな感情といえますか、そういう習慣、慣習を含めましてありますし、また農地に対する非常に農家のこだわりといったものもございますので、今申し上げましたような構造政策、これを推進する上ではやはり行政当局とは独立の形で

政委員会のこの農業委員会の役割というのはまた非常に重要な機能を持っているというふうに思っております。

今回、地方分権の観点等から自主性の拡大等と内容とするという、あるいは重点化を図るということもしてございますけれども、農業委員会の設置自体は非常に、今後とも非常に重要な正に必置義務を課して存続させるような組織であるというふうに考えておるところでございます。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど委員からも御指摘のとおり、自給率の問題等々、我が国農業を取り巻く国際化、そういう中でまた今日の課題というのは大変大きな問題を抱えているわけであり

ます。そういう中で、やはり食料の安定供給、これを図る上におきまして、優良農地の確保、あるいはまた耕作放棄地の問題、あるいは担い手の問題等々課題があるわけであります。そういう中で、やはり今後の農地の権利調整の問題であるとか効率的な活用、こういう問題と。そういう中で、やはり農業者が主体になった合議体、こういう中でいろいろ進めていく必要があるわけでありまして、農業委員会の役割というものは大変、今日までもいろいろございましたが、大きな課題があるわけであります。

時代の流れと申しますか、地方分権の推進、こういう面でも、やはり時にはスリム化の問題も、当然時代の要請に、変革に合わせていかなければならない問題もあるわけでありますが、それらを併せてやはり我が国の農業をしっかり守っていくと。また、いろいろの農業の展開を進める上におきまして、農業者主体、合議体の中でのいろいろなことを進めていくことは大変重要な役割を担っておりわけでありまして、これからも引き続き農業委員会の活動を十二分に発揮できるような体制というものをしっかりと持っていきたい、このように考えております。

○和田ひろ子君 局長と大臣にお答えをいただきました。私は副大臣にも政務官にもお尋ねをした

いというふうに思っております。いろいろの気持ちなんでしょうけれども、お答えの中には必ず、これは必要だ、必要だからもうというきちんとしたお答えと同時に、地方分権推進会議や何かでいろいろ議論をされていることも事実だというふうにおっしゃっておられます。そういうことは必要だけれども、だんだん減らして町村長の裁量になってくるといようなことをお答えになっていると同じなんです。

だから、本当に必要であれば、農林省の皆さんは、例えば地方分権推進会議とか、そういうところに出向かれていうか、そういうところで、やっぱり農業委員会ってこれほど、事ほどさように必要なんです。よって大きく言われているんです。審議会なんかでとか、何研究会なんかでそういう話が出ている、しかし私たち農林省は絶対にこの農業委員会が必要なんだから、この優良農地を守っていくためには自給率目標をきちんと上げていかなければいけない。これを維持するんじゃないんです。本当は100%にして国民の食料は守らなくちゃいけないというのは大きな命題であるにもかかわらず、審議会の御意見とか、研究会の何とかとか、マスコミの皆さんからとかって、そんなことはお答えには私は入れてほしくないんです。農業委員会が事ほどさように必要なんですというお答えだけいただきました。かたがたいうふうに思います。

○国務大臣(亀井善之君) 今御指摘の地方分権推進会議あるいはまた普及事業につきましては経済財政諮問会議、こういうところに私参りまして十分私の考え方を申し上げ、先ほど来、改良助長法のことにつきましてもお話し申し上げたようなこと、それからさらには、農業委員会の問題につきましても、その役割、十二分に発揮をしてきたことを申し上げておるわけでありまして、これは、私は農水省、私は責任者でありますので、十二分にそのことを、意見を申し上げておるところであります。

○和田ひろ子君 例えば、御提言の中で、私はこ

ういうことも思うんですが、必置基準として農地面積というふうになっていきますけれども、農業委員会の役割は構造政策的役割が重視されているということから、認定農業者の数とか農地流動化面積の数なども基準の中に含めてお考えになってはいかがかというふうに思います。いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 現在、必置基準につきましては、農地面積を基準として定めております。今回、市町村合併等が考えられますし、また、今回の法案の中で委員定数の見直し等もございします。そういったことを踏まえまして、今後、農業委員会の業務がどういう状況になるのかということも十分踏まえてこの必置基準の面積を引き上げるといことを、政令段階になりますけれども、考えております。

その場合に、今、委員が御指摘のように、農地面積だけではなくて認定農業者数等を入れたらどうかという御指摘であるわけですが、必置基準の考え方自体は正に、本来、農業委員会は各市町村に必ず置くべきであるという原則なわけでございますけれども、もちろん農地がないところは当然でございますけれども、農地の面積が非常に小さいところまでこの必置義務を課することは、ちよつと過大の負担を強いることになるのではないかと、そういう業務量との関係で線を引いているところでございます。そういう意味からいいますと、その業務量、農業委員会の業務量を測る観点からいいますと、やはり農地面積というのがやはり一番物差しとしてはいいのではないかと。そういう考え方でございます。やはりそれ以外のいろいろな要素を入れますとかなり複雑になりますし、現場の市町村におかれましては、そういうかなり努力次第で変動するようないった水準といたうのはなかなか基準としては安定しないのではないかと。また、業務量という観点からは、現在の農地面積を基準とする考え方がより合理的ではないかというふうに考えているところでござい

ます。

○和田ひろ子君 先ほどは優良農地の確保ということをおっしゃいましたけれども、これは、優良農地の確保というのは全国的なベースで四百七十万と云うんです。市町村でこの町村はどのくらいと云うことは考えていないんですか。全国的な大ざっぱなことはいいんです。国が定める農用地等の確保等に関する基本指針というのがあるんです。

○政府参考人(太田信介君) 委員御指摘のとおり、現在の食料・農業・農村基本計画、これにおきまして、平成二十二年の農地面積四百七十万ヘクタールという見込みをいたしております。また、農業生産の大宗を担います農振農用地域内の農地面積、いわゆる優良農地につきましては、国が定める農用地等の確保等に関する基本指針というのがあるんです。この中で四百七十万ヘクタールの確保を見込んでおります。

それが、それじゃ都道府県あるいは市町村でどうなっているのかというところでございますけれども、まず、都道府県は国の基本指針に基づきまして定める基本方針というのがございまして、この中で都道府県の優良農地の確保、確保というよりもむしろ今の農地をどう守っていくかという観点だと思ひます。今、農地を増やすということとは基本的にかなり困難な状況でございます。そういう意味で、できるだけ減らさないその見込み面積を定めるということをやります。その上で、市町村はこの都道府県の基本方針に適合して市町村の農振整備計画を策定すると。ここまでは正にその線引きをして、この農地を残していくんだということをきちんとやるわけでございます。現実的に市町村ごとにその確保すべき農地が整理をされておるとい状況だというふうに認識しております。

こうした国、県、市町村の仕組みによりまして、優良農地の確保、それと有効利用を図るというところで現在政策を進めておる状況にござい

○和田ひろ子君 もう一度必置規制についてお伺

いしますけれども、今回の改正案に更に追い打ちを掛けるように、政府の地方分権推進会議は五月にも報告をまとめて農業委員会のスリム化を提言するといふふうに出ていますね。交付金の削減だけではなくて、必置規制そのものの廃止も提言するのではないかと、いふふうにはちよつとみんな懸念をしておりますが、そんなことはないですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 地方分権推進会議の動きでございますが、現在、意見の最終取りまとめ段階ということで聞いております。そして、農業委員会の取扱いにつきましては、今回、こういった形で改正法案の提出など、農林水産省の取組に対して一定の評価をしていただいておりますが、制度の根幹である必置規制、これについてはやはり厳しい内容を報告されるのではないかと予想しているところでございます。

ただ、我々は、この農業委員会につきまして、先ほど来申し上げておりますとおり、非常に重要であるということ、それから今後ともその必置規制は置くべきであるという考え方でございまして、今回の内容につきましても、懇談会等々で有識者を含めまして、あるいは関係者を含めまして十分御議論をいただいて、最大限の内容にしておりますので、この法案を一日も早く成立をさせていただきますので、その内容を着実に実行していくということが重要だといふふうに考えているところでございます。

○和田ひろ子君 だからさつき大臣にお尋ねしたんですけれども、「農業委員会制度や普及事業の一定の意義は認めつつも、農業委員会を設置するか、その事務を市町村長が行うかについて、市町村が自主的に選択できる制度へ移行することを含め、農業委員会、普及職員のみ置規制の在り方、交付金の一般財源化等について一層の改革を検討すべきである。」というふうに書かれておりますよね。だから大臣に頑張つてほしいといふふうに私は言ったんですから、どうぞ、皆さんの御意見をきかんと、聞くばかりじゃなくて、申し上げていただきたいというふうに思いますので、よろ

しくお願いします。
選任委員の資格と定数の見直しについてお伺いをします。

ちよつとこれは私の被害妄想じゃないかといふふうにみんなに言われるんですけれども、絶対に被害妄想ではないといふふうに思いますのでお尋ねをいたします。

まず、今回、推薦母体に土地改良区を加えた理由でございますけれども、現在各地で農地価格が下落をして、また、取引も低迷をしております。その原因の一つには生産価格の低迷が指摘されておりますけれども、もう一つの原因としては、農地の権利関係が錯綜して集積が進まない結果、農地の生産性が上がらない一方で、この農地の維持管理費用は引き続き所有者が負担することになっていくというのも挙げられております。この点で、土地改良事業に伴う交換分合や農地の集団化、維持管理に大きな役割を果たすと言われております土地改良区が委員会のメンバーの推薦母体として追加されることは、今後の農地の流動化や円滑化に資する可能性も生ずるといふふうに私も思います。

でも、逆に、土地改良区の意向を強く反映したメンバーを加えることで、農業委員会の先ほど言っておられます中立性、公平性に悪影響はないのか、かえって利権関係の調整や集団化を妨げるのではないかとという懸念も生じております。

私が思いますに、土地改良区というのは、こんなことを入れなくても、今までの農業委員会の農業委員のメンバーというの全部土地改良区に所属をしておられる皆さんだといふふうに思います。この土地改良区を入れるということは、例えば充て職の理事とか理事長が入っておいでになるということとは絶対公平性に欠けてくるといふふうに思いますが、従来の推薦母体が農協と農業共済組合だけだとされてきた経緯、また、そうした二十六年からやられてきていて、何でこれ今になって土地改良区という思いがするんですけれども、そうした限定的のために農地の流動化が進まなかったこ

とがあるんですか。そういう点を教えていただきたいし、今回土地改良区を加えた理由、それによつて期待される効果とか、中立を保たなければいけない農業委員会への信頼性を欠くんではないかという、そういう懸念はないんですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 現在、選任委員の推薦母体は農協と農業共済組合ということでございます。

この両団体が推薦母体とされてきた理由でございますけれども、各々その地域農業の状況でありまして、あるいは共済を通じた農業者の経営状況、そういうものを熟知されているということ、その農業委員会との関係を密にすることで構造政策のより一層の推進が図られるということ、これまで母体として認められていたわけでございまして、推薦母体として認められたわけでございます。

今回、この土地改良区の代表を推薦委員として加えるということでございますが、これは、従来はそれほど地域農政とかかわりが濃密ではなかったわけでございますけれども、近年の事業実施の状況を見ますと、一つは、農地の整備事業、こういうものと流動化、農地の流動化、これがセットになっているということ、正に担い手にいかに農地を集積するかということが事業の要件になる等、非常に濃密なリンクが出てきたということがございます。

それからまた、担い手への農地の集積に当たりまして、非常に規模拡大する者にとってはその日常の用排水管理、こういうものが非常に負担になるケースもありますが、それを代わって土地改良区が実行するといった意味で、非常に規模拡大との関係でも一定の役割を果たされているといった等、構造改革、構造政策へのかかわりが近年非常に深まっているといふふうに認識をしております。そういうこともありまして、今回、農地にかかわります業務に特化をする。そうなりますと、農地関係で非常にその地域の実情に詳しい、そういった利用関係ですね、あるいは用排水関係、そ

ういふものに詳しい母体というものとしての土地改良区、こういうものを加えることがより今回意図しております農地の流動化等の推進に当たつてその体制強化が図られるのではないかと、いふことに加えていふところがございます。

また、公正性が逆に損なわれるのではないかと、いふ委員の御懸念ではございますけれども、土地改良区も地域の農業者の集まりでございますので、特に農地関係と非常に利害関係がある方が入っているということではないので、そういう意味では公正性等の信頼を損ねる、言わば農業者の代表といふことの一つの変形ではないかといふふうに思っておりますので、そういう形で入っていくことが、先ほど言ったような土地改良事業の意味合いが非常に土地の流動化等との関係で最近変わつてきておりますので、その点を十分配慮して今回の改正案を御提案しているということでございます。

○和田ひろ子君 私は土地改良区の皆さんをどうのこの言うわけじゃないんですけれども、土地改良区というお仕事はもう本当に大変今地方では進んで、圃場整備事業なんというののもう終わりに近づいていまして、一度目の圃場整備、三反のあれを今度は一町にするとか、そういうことは今やられているといふふうに思いますけれども、今、局長もくしくもおっしゃいました、土地改良区というのは農業者の皆さんの集まりですね。農業委員というのは農業者の皆さんの集まりなんです。だから今、今までに土地改良区の皆さんが入っていたという理由は分かりますけれども、何で今こんなときに土地改良区が入るのか。入って悪いといふんではないんだけれども、どうしてこんな時期に土地改良区を入れるという、そういう要望があったのか、土地改良区が入らないとできなかったことがあったのか。だって、入っておられる皆さんは全部土地改良区に入っていないじゃないですか、農業委員の皆さんは。それを改めて土地改良区ということ、理事長に入ってもらいたいとかそういうことなのか

な。充て職ですよ、大抵こういうときは。だから、それは入ってもいいんだけれども、今までなかったのに何で急にこんなふうになるのかという懸念があるので、もう一度お答えください。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回、土地改良区を入れる理由というのは、ちよつと繰り返すにようになりますけれども、事業の中身が土地の流動化あるいは構造政策と非常にかかわるようになっていくという点、それから土地の権利移動関係、これを考えます場合に、用排水の問題、これは非常に重要な問題であるということで、これをより円滑に、最近是非常に混住化等も進んで非常に難しい問題が出てきておりますので、これを円滑にやっばりチェックをしていくという意味では、やっぱりその土地改良区の代表の方に入っていくということ、今、今回目指す構造政策、土地の流動化を中心とします構造政策、これに非常に有効であるということの考え方の下に。

そしてまた、じゃ、これはどういうきつかけでというのは、今回の改正に当たりましていろんな関係の方あるいは消費者の方も含めて広く参加をしていただいた懇談会をやったわけでございす。その中で、やはり昨今の状況を見ますと土地改良区のメンバーも推薦母体として入れるべきではないかという御意見があったので、それを踏まえて今回改正案を提案しているということでございす。

○和田ひろ子君 だから、質問と答えが全然かみ合っていないんで、私はもうあれなんですけれども、今まで昭和二十六年以降、そういう問題がなかったわけではないというふうに思います。もつともっと早く出てきてよかったのに、今何でという思いがあるのでお尋ねをしたんですから、まあ懸念は懸念として残しながら、次の質問に入りたいと思います。お答えは何かいただかなかったというふうに思います。

今まで入らなかった結果、こんなことが困った、こんなことが困った、こんなことが困った、

たから、だから下から要望があるんですよ、ななくて、懇談会の皆さんがそういうふうにおつしやいましたなんというのは私はちよつと分らないんですけれども。

女性委員の登用というか、農業委員に対して女性の皆さんを登用していただきたいということでお尋ねをしたいというふうに思います。

今回の改正で団体推薦委員として一般の組合員も推薦されることが可能になりますけれども、農業委員会が本来の農地業務だけでなく担い手への農地の利用集積などを通じて地域農業の発展に役立つためには、一方では中立性、公正性が求められると同時に、一方では地域の実態を踏まえた多様な人材をとさつきおつしやいました。選任する必要性も指摘されています。

今後、農業委員の構成の在り方として、地域農業の発展に向けて、認定農業者や女性、さらに農外者を含める多様な人材も委員として確保するための制度の改善が求められていくのではないかとこのように思います。先ほど副大臣も、男女共同参画の中で多様な人材の採用というふうにおつしやいました。そして、平成十一年には九百七十七名であり、十四年には二千二百六十一名、わずか三・八六%ですよ。特に六割を占めると言われている女性農業従事者をもっと農業委員にするべきだというふうに思います。とりわけ、選任委員や関係者の判断で選任できるのでありますから、女性委員を増やすべきではないかというふうに思います。

私の側からとても言いにくいんですけれども、なかなか女性を選挙には出にくいんですよ。そういう意味で、女性を、クオータみたいな形で女性委員を必ず何割入れるぐらいの、六割の人が、農業は六割以上が女性が占めているわけですから、そんな制度もあつてしかるべきだというふうに思います。いかがですか。

○国務大臣(亀井善之君) 委員御指摘のとおり、六割を占めて女性の方々が占められるわけでありす。そういう面で、いろいろ系統組織におきま

ても、女性や青年農業者の選挙委員への立候補の促進や、あるいはまた選任委員への登用、これにつきましても実質的にいろいろ御努力をちょうだいしております。そういうことが、まだ非常に人数は少ないわけでありすが、九百七十七人が二千二百六十一人、こういうところにも到達しておるわけでありまして、それぞれの地域で本当に女性の方々が農業にまた大変起的な感覚をお持ちになつていろいろ御努力をちょうだいしております。

是非、組織としてまた農業委員会に複数人入つていただくような、そういうことが目標として努力をしていただけるように、また私どもも助言をするなどしてその活動に支援をしてまいりたいと、このように考えております。

○和田ひろ子君 是非お考えいただきたいと思ひます。

これは、九百七十七名から二千二百六十一名になつたというのは、何かあつたからではなくて、今の時代がそういうふうになつていふんです。女性も少しは元気にそういうところにも出れるような時代になつていふんですけれども、三・八%、四%に満たないんですから、複数入れるといつても、二人以上は複数、最低は複数といつたら二人です。それだけではなくて、もつと女性を登用する何か仕組みを作つてほしいなというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思ひます。

そしてまた、正式な委員でなくて協力員という制度があるそうですね。それは、協力員というのは、地域が置か置かないかは別として、ボランティア的な役割だつたりするわけです。先ほど言われましたけれども、農業委員会がやらなくていい事務の中に入るそうすけれども、農地の見回りして産廃のところを見て歩くなんて。

例えば、うちの町村は五つの町村が一つの町になるような、今、町村合併の模索をしています、決まると思ひますが、その中で、農業委員の数は完全に減つてくるというふうに思ひます。協力員

なんという皆さんのお仕事がすごく大事になってくるというふうに思ひます。個別の農家にいろいろお茶飲みに行つていろんな話を聞いたり、そういうボランティアを女性も担つたらいいんじゃないか、そういうふうな思いがいたしますが、協力員に対してどんな農水省の支援の措置がありますか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 委員のお尋ねのうちに、今後、市町村合併が進展するということ、そういう意味ではかなり広域化がされる。その意味で、きめ細かい現地のパトロール等の対応が、限られた委員の対応ではなかなか難しいこと、も出てくるのが想定されております。そういうことで、既に各系統組織の農業委員会ではこの協力員というものの活用も図られております。

そういう実態を受けまして、国といたしましてもそういう取組を支援していきたいということで、本年度の十六年度におきまして、市町村等の農業委員会に置かれていふ協力員、そういう方々の資質の向上といふことが、研修とかそういうものに対する費用、そういうものを補助事業の中で対応しているということで、今、委員の御指摘ございましたように、地域密着型の活動、こういうものが非常に大事だと思ひますので、そういう支援を今後とも適切に行つてまいりたいと思ひます。

○和田ひろ子君 何か研修の制度があるというふうにお聞きをしましたが、それはどんなことですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) こういうた協力員になられる方について、農地関係の知識、そういうもの、それからまたどういふことが関係機関としてあるのかとか、そういうたものを十分に承知していただくことがそういう活動を適切に行つていただく上での非常に不可欠なことでございますので、そういうもののPRといふこともございす。そういうものを行つていふことでございす。

○和田ひろ子君 研修はないんですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 研修会の開催も対

象経費として入っております。

○和田ひろ子君 研修会の制度があるというふうにお聞きしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

財政基盤の在り方についてお伺いをしたいと思います。

農業委員会の活動や運営に要する経費については国と地方公共団体の財政措置によって充当されております。このうちに、法令業務に係る農業委員及び職員に要する経費、農地等の利用関係に関する調査や資料の整備に要する経費については政令で定める配分基準に則して市町村に対して交付金が支給されております。

懇談会の報告書の中では、交付金制度は、農業委員会が国の農業政策の遂行機関たる独立の行政委員会として、時々々の市町村財政に左右されず、適正な法令事務を遂行するとともに、農地法等に基づく行政処分、是正指導の実効性を確保するために使途が特定された財政上の基盤を確保する政策的必要性に基づいて措置されているものであり、農業委員の役割、全国的な必置規制と表裏一体の措置と位置付けられております。これ、懇談会の報告書の中からです。

でも、また一方では、地方分権論や行政改革推進の観点から、交付金の在り方について、先ほど局長も言っておられました、一定の見直しが必要との指摘がされております。交付金をめぐる以上のような動向を受けて、農林水産省では平成十六年度予算において交付金を前年度比六・九％、約八億円削減するとともに、同年度から三か年のうちに二割程度削減することとしております。

そこで、経費の削減措置が市町村の行財政改革を怠らせるとかやせないための隠れみのに利用されたりしないのか、あるいは専ら農業委員会を自治体の行財政改革のスケープゴートになっていったりはしないのか、大変そういう契機とならないのか疑問なんです、お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会の交付

金の問題についてのお尋ねでございます。

今、委員が御質問の中で御指摘されましたとおり、今後三年間でこのスリム化、効率化に見合った分として全体で約二割程度の削減、そして本年度の十六年度は六・九％のカットということになるわけでございます。

これはどういう考えかかと申しますと、正に今申し上げましたように、スリム化、効率化に見合った分ということ、今後、市町村合併等が進むことによって農業委員会数も減つてまいります。また、今回の定数見直し等によりまして農業委員の数も減つてくる、また業務の重点化等によりましてそういうスリム化する部分がある、それから農地面積の動向等もあるわけでございます。

そういうことを考慮して、そういうスリム化なり効率化が進むということとを踏まえてやっているものでございまして、それと無関係にやっているということではないということで、正にそれはこういうスリム化、効率化、これとの関連においてやっているものでございまして、他の分野の行財政改革、そういったものの正にスケープゴートのものになることはまずないと思っております。

仮に任意設置のところで農業委員会を設置されます場合には、きちんとこの交付金の対象にするという措置もしておりますし、スリム化、効率化、これを前提として、それに沿った形でしか削減はしないと、こういう考え方でございまして、他の行財政改革との関連はないわけでございますので、それをまた口実にするというのもあり得ないというふうな考えでおります。

○和田ひろ子君 最初の質問で必置規制をお伺いしましたよね。必ず置くんだというふうなお気持ちがあるから安心はしているんですけども、その中でまたスリム化、高度化とか、いろんなことを言いながら、この農業委員会の仕事を市町村にゆだねてしまうようなことは絶対ないというふうな言っていたんだと思いますから、この措置

を市町村がどんなふうな受け止めているか、国としても十分に監視していく必要があるというふうにも思ふんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の交付金の削減、今後三年間の削減も、今から申し上げたとおりの考え方に基づくものでございまして、正に個々の農業委員会の実情に応じてこのスリム化、効率化が無理なく進捗していくことが大切だと思っておりますので、それは十分我々としても監視をし、適切な指導をしてまいりたいと思っております。

○和田ひろ子君 助長法と青年就農法は次の質問にしますので、終わります。

○委員長(岩永浩美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(岩永浩美君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案、農業改良助長法の一部を改正する法律案、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○千葉国男君 公明党の千葉国男でございます。

今回提案されております経営支援三法案につきましては、農業委員会法は農地を守るための立場からの改正案であり、農業改良助長法は農業技術面からの改正案であり、青年就農促進法は人的側面からの改正案であります。いわゆる農業の構造改革に欠かすことのできない農地、技術、人の三つの要素の改善に取り組む重要な改革法案であると思っております。

本日は、時間の関係もありまして、初めに自給率の問題について確認の質問をさせていただきます。

次に農業委員会法の改正案についてお伺いをしてまいりたいと思っております。他の二法案につきましては、次回の委員会でも伺わせていただきたいと思っております。

食料・農業・農村基本計画については、その見直しの中で本年夏ごろ中間論点整理を行うと聞いております。また、全国農業会議所からは、食料自給率四五％、農地面積四百七十万ヘクタールなど現行の目標を堅持するよう強く要望されているところであり、農水省の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(亀井善之君) 現行食料・農業・農村基本計画におきましては、平成二十二年に食料自給率を四五％にということで目標を掲げてその努力をしておるところでございます。その達成の条件といたしましては、総供給熱量の四分の一を占める、自給率がほぼ二〇％であります米の消費の維持、そしてそれ以外の品目につきましては基本的には生産を拡大する、こういうことを前提としておるわけであります。

しかしながら、米につきましては消費量の減少、平成十四年度で六十二・七キロまで減少をしてきておるわけであります。それ以外の品目、麦ですとか大豆や砂糖、これを除きまして生産量が減少している、こういうことでありまして、こういうような趨勢が継続をすること、こういうことになりますれば、麦や大豆のように生産を拡大している品目があつてもその効果は相殺されてしまうというふうなことで、食料自給率の目標の達成は困難と言わざるを得ないわけでございます。

いずれにいたしましても、食料自給率の目標の四五％達成を前提といたしまして、食料・農業・農村基本計画に掲げられております消費、生産面にわたりました問題の解決に向かって更なる努力をする必要がある、このように考えております。引き続き生産者、消費者、食品産業従業者が一体となった形で、関係者が一体となった形で努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○千葉国男君 是非、解決を目指して努力を続けていただきたいと思っておりますが、世論調査を見ますと、食料自給率について国民の皆さんの関心というのはいま一つで、危機意識が余りない、このように思われます。その背景には、飽食の時代であり、食料が不足するなどということは到底考えられない。テレビ番組を見ましてもグルメ特集番組が盛んでありますし、無関心でいるのも無理からぬことかと思われております。しかし、この自給率の低下が即我が国の食料生産の源である農業、農村の弱体につながるとなれば、これは極めて危険信号であると言わなければなりません。

最近、学者の方々もその自覚のなさこそが極めて危険である、このように訴えているわけでありす。十年後、二十年後にも現在のように自由に食料を輸入できるという見通しが立っているのか。世界の人口は六十二億人から二〇三五年ごろには八十億人を超えると予想されているわけですが、この人口予測の中で、人口増に合わせて食料生産が増えればいいんですけれども、耕地面積や穀物耕作面積、単収の伸びが鈍化の傾向にあり、さらには世界全体の砂漠化は毎年日本の耕地面積を上回る勢いで進んでおります。森林の消失面積も拡大の一途をたどっております。

世界の人口と食料需給をどのように見ておられるのか、お伺いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 中長期的な世界の食料需給の見通しでございます。

まず、消費面は、先生今おっしゃられましたように、現時点で飢餓や栄養不足に直面している人口が世界で約八億人存在いたしますけれども、こういう中で、現在の六十二億人の人口が二〇三五年には八十四億人になるということでございまして、消費面、食料消費が著しく増加するということが見込まれているわけでございます。

一方で、供給の要素、生産の要素でございますが、耕地面積、穀物収獲面積は遺憾ながら横ばいというところでございまして、単収の伸びも毎年一・五％程度、このところ伸びが鈍化をしている

ということでございます。

こういうことで、私ども、中長期的には世界の食料需給は逼迫すると、そういう可能性が強いというふうな認識をしております。我が国といたしましても、自給力を維持をいたしまして、自給率向上のために努力することが必要というふうな認識をしております。

○千葉国男君 今お話のあったとおりでありますけれども、食料・農業・農村基本法の第十五条第三項の基本計画を定める中で、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。」と、こうなっております。

いわれる四年前に我が国として初めて、自給率四五％を二〇一〇年目標に達成するとして目標を明示したわけでありす。これ自体が本来は大変な危機意識、危機感から目標設定が行われているわけでありすが、これまでは凶作による危機感のみであったことが大半でありまして、今日の危機感、世界的な不測の要因を想定して自給率目標を高めていく必要があると考えております。

BSE問題、鳥インフルエンザ等は正に不測の事態でありまして、自給率目標の達成を急ぐべきではないかと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 昨年末に食料自給率目標に関する意識・意向調査、こういうものが行われたわけでありす。昨年十一月月中旬から十二月の中旬に実施されたところでもございす。そういう中で、食料供給に対する不安と食料自給率向上の必要性に関する意識が高いと、こういう結果が得られたわけでありす。

この調査は、昨年来、鳥インフルエンザあるいはBSEの問題があのような状況で報道される以前の調査であるわけでありすし、それはやはり国民の皆さん方が国土や自然環境の保全、あるいはまた世界的に、先ほど委員からも御指摘のとおり、食料供給の制約、こういう意識であるとか、

あるいは報道、あるいはまた我が国の食料自給率

が先進国中最低、こういう水準にあるという認識、こういうところであるわけでありまして、あのときの調査がそのBSE、鳥インフルエンザの発生以前でありすから、大変、現時点におきましては食料の供給に対する不安やあるいはまた自給率の向上、こういう面での要請は更に強まっております。

そういう中で、食の安全の信頼を確保しつつ、食料・農業・農村基本法におきます国民に対する食料の安定供給、こういう面での食料の自給率の向上に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○千葉国男君 今回提案の経営支援三法を始め、米政策改革の地域ビジョン作り、品目横断的改組、担い手育成等、様々な改革、規制緩和が進められておりますが、私は、これだけの改革を取り組まれている中で、当然自給率の目標も上方修正の見直しが必要なければならぬ、また必要があるのではないかと、こう思っております。

ところが、聞くところによりますと、どうも四五％目標率達成目標を二〇一〇年ではなくもっと先送りして後にはずらすような話も出てくるやに聞いております。この点はどうなっているんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 食料自給率の目標、食料・農業・農村基本法に基づきます基本計画の重要な構成事項でございます。そして、今この基本計画の見直しをやっております。現行計画が平成二十二年度を目標年次としております。その見直しの仕方、大ざっぱに言いますと、目標年次は一定にして期中改定する方法と、新たに目標年次を設定する方法と両方あるわけでございます。

私どもは、現在の基本計画の見直しが農政の抜本的な改革であるということを踏まえまして、期中の改定ではなくて今後十年程度を見通した新たな計画を策定する方がふさわしいのではないかと、目標年度を二十七年とする方向で

検討してはどうかという考え方を一月三十日に開催をいたしました食料・農業・農村政策審議会企画部会に議論の素材として提示を申し上げたところでございます。食料自給目標もこの二十七年にするんだということを明確に申し上げておりませんけれども、基本計画の目標年度と軌を一にする方が適切ではないかというふうに考えております。

ただし、問題はその中身、先生も先ほど来おっしゃっておりますように、どういうふうな自給目標を設定するかということだろうというふうに思っております。関係者の方々のいろんな御議論を聞いて達成可能な水準とその達成手法というのを示したいというふうに考えているところでございます。

○千葉国男君 非常に残念なことです。今の話を聞いておりますと、自給率は向上するどころか、ますます低下するのではないかと、こういう危険性を感じます。自給率は、基本的には消費者が国内産を消費するか輸入品を消費するかのいずれかの問題であります。自給率向上には、消費者に国内産を消費することの意識の拡大がなければ向上はいたしません。

先ほど来言われておりますように、食料・農業・農村の基本計画の企画部会の部長であります東大の生源寺眞一教授は、この基本計画が議論されたときに様々な議論がありましたが、長期的には供給熱量の五〇％を確保することが我が国にとつては望ましいというのが大勢を占めておりますと述べられております。農業、農村が健全な発展と食料自給率のバランスから見えての見解だと思っております。

したがって、国民参加の具体的な事業を推進するとともに、不測の事態におきましても食料供給が可能となる、いわゆる望ましいと考えられている自給率五〇％を目標としていくべきではないかと、こう思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど来御指摘のとおり

り、世界の食料の需給、中長期的には逼迫する可能性、これは御指摘をされておられるところでもございますし、先ほども申し上げましたが、意識の調査、そういう中でも食料の、我が国の食料事情に不安を感じておられると、こういう数字が、意識調査があるわけでありまして。

そういう中で、食料・農業・農村基本計画におきましては、基本的には食料として国民に供給される熱量の五〇％以上を国内生産で賄う、これを目指すことは私は適当であると、このように考えておりますが、現実にはこの平成二十二年度までの計画期間、これを今、関係者などの努力によりまして食料の自給率の低下傾向を歯止めを掛ける、こういう現実ということであるわけでありまして、やはり関係者が取り組むべき消費、生産における課題が解決された場合に実現可能な水準として食料の自給率四五％、これを設定したところでありまして、この食料・農業・農村基本計画の見直しに当たりましては、消費そして生産、両面にわたる動向に係る徹底的な検証とそして幅広い議論を行っていく考えであります、食料の自給率の問題はやはり農業政策の面でのどのように見直しを行うか、また食生活の見直しに関してどのように取り組むか、あるいはその成果をどのように見通すか、こういうことが密接に関係をするわけでありまして、これらを踏まえて具体的な目標等につきましても十分検討をされるべきと、このように考えております。

○千葉国男君 去る四月三十日、我が公明党の神崎代表が農業政策提言を行わせていただきました。食料自給率向上は、生産対策のほかに消費、需要面での取組がまた重要であります。農林水産省だけに任せているのではなく、国が総力を挙げて取り組むべき課題としております。このためには、内閣総理大臣を長とする食料・農業・農村政策推進本部を自給率向上の戦略本部と位置付け、内閣を挙げて総合的対策を講ずべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御指摘のよう

に、食料自給率の向上のためには関係する政策を総合的に実施するということが必要でございます。農林水産省だけではなくて、関係省庁においても必要な政策ということを講じていただく必要があるというふうに認識をしております。

例えばその消費面におきまして、国民の健康保持、増進という観点もございまして、これは厚生労働省のお仕事でございまして、食育、学校給食といった教育面からのアプローチ、これ文部科学省。その他も財政の問題、地域の協力の問題、いろいろあるわけでございまして、関係省の総合的な取組ということが不可欠というふうに認識をしております。

そういう意味で、食料・農業・農村政策推進本部、総理の御指示の下で関係閣僚が一丸となつて基本計画の着実な推進に取り組むということで内閣に設けられているものでございまして、今後、この推進本部を中心といたしまして、内閣を挙げまして食料自給率の向上のために全力で取り組んでいく必要があるというふうに認識をしております。

○千葉国男君 自給率向上のためには、今申し上げましたように、消費、需要両面の対策として、例えば一つの例として、米粉の消費拡大を図る、こういうふうな提案をしたいと思っております。米粉のパンや米粉のラーメンなど評価が高いと聞いております。政府として、全国的な推進協議体を作るほか、レシピの開発であるとかイベントの開催など、本格的に力を入れて取り組むべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) お米、非常に栄養的に優れてございまして、この消費拡大ということとは、健康の維持増進という面からも、あるいは自給率の向上、水田の有効利用といった面からも極めて重要というふうに考えております。

特に米粉でございますけれども、その用途が、先生もおっしゃられましたパンとかめんとか、あるいはお菓子、それからタコ焼き等の軽食、それからあと料理の素材、カレーのルー等でございます

すが、そういうふうに幅広い利用が可能でございます。私も新たな需要の開発方途として大きな期待をしております。

その米粉食品の普及のために、現在、ブロックごとに普及推進協議会を設立をいたしまして、シンポジウム、あるいは、レシピと申されましたけれども、米粉パンの技術講習会、どのような料理をするか等々、官民を挙げて取り組んでいるところでございまして、また、学校給食におきましても、全国で約二千校が米粉のパンの導入に取り組んでいるところでございます。

私も、これ、今後の自給率問題を始めとする農政の隘路を切り開く可能性があるものとして、この米粉の普及に努めていきたいというふうに考えております。

○千葉国男君 また、自給率には消費者のニーズにこたえるビジネスとしての農業が活性化したとくに上がるという金額ベースの自給率もありま。基本計画では、この金額ベースの自給率は現在参考として掲げておりますが、例えば品質の良いた高い価格を形成する、それが国産食料の価値を高めることにもなります。その意味で、この金額ベースの自給率目標を、参考ではなくて、公式目標に掲げる方が農業の活性化の実態に合うのではないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在、食料を総体として自給率を見たい場合に共通の物差しが要るわけでございまして、その物差しをいたしまして、カロリー、エネルギーで見ると、あるいは金額で見るとどうとらえ方があるわけでございまして。現在までのところ、自給率でございまして、国民が最低限必要な食料、カロリーを確保するにはどうすべきかということ意識をいたしまして、カロリーベースの食料自給率を基本的に採用して表すということとしてきたわけでござい

ます。ただ、先生言われましたように、国内農業のコスト問題も課題となっております、農産物の価

格が高くなれば自給率が高くなるという金額ベースの食料自給率もこのカロリーベースの自給率を補完するものとして示しているわけでござい

ます。農家の方の生産意欲を誘導していく、促進していくという面では、この金額ベースの食料自給率、大変有用だというふうに思っておりますけれども、他方で、食料としての重要度を果たして正確に表しているかどうかとなりますと、疑問の点がないこともないわけでございまして、どのような表し方がいいのかということは、今後、基本計画の見直しの中でいろいろな方から幅広い角度で検討を加えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○千葉国男君 次に、農業委員会に関して伺いをしたいと思います。

農業委員は全国で五万八千人程度いると聞いておりますが、この委員の方々は経験豊富な地域の世話役として様々な活動をさせていただいているわけですが、この農業委員の方々の、現在、平均年齢はどのようになっているのか、お伺いします。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員の平均年齢でございます。

今、委員の御指摘のありましたとおり、経験豊富な地域の世話役の方が選ばれておりますので比較的高齢の方が選ばれておりまして、平均年齢として六十一・四歳ということになっております。

○千葉国男君 経験豊富な農業委員の方々の活動には信頼もありますけれども、一方では、農業委員会の活性化を図るためには若い方々の登用も積極的に進めるべきだ、こういうふうに思います。若い人が魅力を感じる委員会活動を必要があると思

います。また、農業の六割以上が女性により担われているという現状の中で、女性の農業委員の登用も積極的に図るべきだと考えております。先ほど来、段本委員あるいは和田委員より御指摘があり

ましたけれども、女性農業委員の登用の促進について、我が公明党では女性議員が約全議員の二割以上になっておりますけれども、先ほど聞いたら二%とか三%という話でありますので、その辺についてもっと積極的にやるべきだと、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に今申し上げましたとおり、平均年齢もかなり高うございます。そして、青年農業者が全農業委員に占める割合というのも極めて低うございまして、平成十四年七月時点で〇・五%。またさらに、お尋ねの女性につきましても、平成十一年、それから十四年を比べると、倍増はしておりますが、絶対的なパーセンテージとしてはまだ低うございまして、四%弱ということでございます。

今後、我々も、地域に女性農業者が占める割合、そういうこと等も考えますと、まだまだこの農業委員としての、女性の農業委員の数が増えるべきというふうに考えております。系統組織でも立候補の促進やいろいろな自主的な運動を実施されていくわけでございますが、我々行政としても積極的にこれを支援をしまして、女性また青年農業者の委員の登用が更に一段と進むように努力をしてまいりたいと思っております。

○千葉国男君 農業委員会が農地の流動化等に果たす役割は大変大きいものがあります。今回の改正の中でも、農業委員会の業務を農地・経営対策に重点化するとされているのうなずけるところであります。このため、担い手に効率的に農地を集積するために、農地情報のデータベース化をやる必要があるのではないかと考えますが、現在のこのデータベース化の進捗状況はどうなっているのか。また、あわせて、マップ化を推進して利便性を図り、その上で出し手と受け手の交流の相談会が適宜に行われるように設定すべきであるとか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 私ども農林水産省としまして、この優良農地の保全あるいは担い手への農地の利用集積、こういうことを図るため

に、農地なりあるいは農家等の情報を管理いたします農地基本台帳、これを電子化する作業、それからまた、電子入力したデータを地図上で表示することのできます地図情報システム、こういう両建てで事業の推進を図ってきたところでございます。

こういう取組の結果、平成十五年度末でございますけれども、まず最初の点の農地の基本台帳の電子化、これについては約八割まで進捗をしております。それから、農地地図情報システムでございますが、これはまだ余り進んでおりませんが、今のところ二割まで来ました。ということで、整備がされております。

委員御指摘のとおり、こういった電子化された情報というのは今後の農地の流動化なりいろいろな地域の振興策を作るに当たりまして極めて有効な効率的なシステムだというふうに考えております。そういう意味で、今後、農業委員会がスリム化される中でも、こういう効率化を図る上で非常に有力な手段だということで、引き続きその整備の水準を高めてまいりたいということを考えております。

○千葉国男君 データベースあるいはマップ化については是非推進をよろしくお願いしたいと思っております。

私の地元の宮城県の大和町では、農地流動化の促進のため町として補助金を出しております。特に受け手と出し手の両方の利用権の設定であるとか所有者移転とか農作業委託、それぞれに十アール当たり、出し手に五千円から三万円、受け手に三千円から六千円等の助成をしておりますが、国としてこの流動化対策としてどのような対策を講じているのでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農地の流動化対策でございます。

これは平成十二年三月に策定をいたしました食料・農業・農村基本計画、こういうことの計画に基づきまして、従来から効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の利用の集積を図

るということで、基本的な大きな中心となります事業は農地保有合理化事業、こういうものがございまして。こういうものを中心に施策の推進を図っているところでございます。

特に、ただいまお尋ねがございました担い手なりあるいはまた出し手の方に対する直接的な補助、こういうものがないかということでございまして、私ども、最近流動化がやや足踏み状態でございますので、是非これを加速化したいということで、平成十五年度からでございますけれども、認定農業者が規模拡大を行う場合に出し手の方にも促進費という形で補助を出すという仕組みをスタートさせたところでございまして、こういうものを活用していただいて是非流動化を促進していただきたいと考えております。

さらに、現在、基本計画の見直しの一環として担い手・農地制度の本格的な検討もしております。その中で、やはり農地の流動化は非常に重要でございますので、これまでの施策の検証等を行った上で更なる対策等を考えていきたい、こういうふうに思っております。

○千葉国男君 今お話のありました認定農業者の件でありますけれども、国としてその育成に力を入れていくことは分かります。

認定農業者の資格の在り方、それから育成の状況、それについて御報告をいただきたいと思いますが、地元からは、認定農業者の地位とか存在感を高める必要があるとか、あるいは認定農業者に対してもっと支援措置があつていいのではないかと、こういうふうに言われておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 認定農業者についてのお尋ねでございます。

この認定農業者制度でございますが、これは市町村が地域の実情に即しまして育成すべき農業経営の目標というものを明らかにいたします。例えば経営類型ごとの経営規模でありますとか所得目標などございしますが、まずこういうものを明らかにする。そして、その市町村におきまして、今

申し上げました市町村が定めた目標、こういうものを目指しまして経営の改善を計画的に進めようという農業者、意欲と能力のある農業者を認定していくというのが基本的な仕組みでございます。

この認定農業者の仕組みは、単に規模が大きいというだけではなくて、低コスト化あるいは高付加価値化等によって単に大規模化するだけではないわけでございまして、そういう地域の農業の実情に応じた認定、こういうものが行われるようにということで指導をしております。平成十五年九月末の時点で約十八万経営体、こういうものが認定をされております。

そして、認定農業者に対するメリット、措置でございます。これは幾つかの面がございまして、一つは、農地の利用の面では、こういった認定農業者に利用集積を促進していくということで、まず第一に認定農業者に対して集積するということを考えていくというのが一つでございます。それからまた、金融の面では、スーパール資金でありますとか非常に低利の政策資金を融通していくということもございまして、また経営改善支援センター等で経営の相談、指導、こういうものを濃密にしていこうといったようなことも対象にしておりますし、さらに、近年では農業者年金、この保険料の助成をやっておりますし、また本年度からスタートいたしました米政策、この中で担い手経営安定対策、こういうものは基本的には認定農業者をベースに考えていくといったような仕組みになっております。

今後、こういった各種事業の対象者の要件ということにつきましては認定農業者を基本として考えていきまして、施策の集中化、重点化ということを図ろうと思っております。

ただ、これまで認定農業者の制度ができて十年ほどたちましたが、いろいろ反省点といいますか、問題点等も指摘をされております。そういう意味で、今後、認定手続でありますとか、更に検討していく必要もあらうかと思っております。昨年、既に一定の改善ということでガイドラインを出し

たところでございますけれども、今、基本計画の見直ししておりますので、その中でも更に改善すべき点がないかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

○千葉国男君 最後に、株式会社参入について伺いをしたいと思います。

昨年三月施行の改正農地法により、株式会社形態を追加した新たな農業生産法人制度をスタートさせたところでありますが、残念ながら本来の目的から外れた構想を抱えているケースが散見されております。

全国農業会議所が、千葉県の平成十四年度、十五年度における農地取得相談概要等をまとめて発表しておりますが、その実態は驚くべきものがありまして、その辺を農水省として掌握をされているのか。また、こうした農地の無法地帯は断じて排除していくべきである、こう思いますが、大臣の御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○千葉国男君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。ちよつと声が出ていくので聞きづらいかと思いますが、御了承いただきたいと思ひます。

私は、今日は農業委員会改正法案についてお聞きします。

これは全国農業会議所が出しているパンフレットで、「農業委員会組織はこんな活動をしていまして」と、五つの内容が紹介してあって、中を見ますと四つの重点事業ということで、一つは「農地を守り、活かす」ための取り組み、二つ目は「担い手・経営 認定農業者など担い手への支援の取り組み」、それから三つ目に「農業者や地域の声を代弁し、実現する取り組み」、四つ目に「地域」ということを書いていて、「農」と「住」の調和のとれた農村地域づくりと「食」と「農」への国民理解に向けた取り組み」ということで紹介しているパンフ、去年もらったんですけれども。

この農業委員会制度の在り方といいますが役割というのは、今回の改正で今まで担ってきた農業委員会の役割というのは変わるんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会の改正につきましては今回御提案を申し上げておりますが、これにつきましては、昨今の農業を取り巻く状況、これを考えますと、非常に、優良農地の確保の問題、それから耕作放棄地の解消の問題、それから担い手への農地の利用集積、また農業の経営の法人化、非常に構想政策をめぐめる課題、こういうものが非常に重要になってきております。

こういう構想政策を進めるに当たりますと、やはり農業委員会、これは農業者主体の合議体として成り立っておりますが、農地の権利調整あるいは効率的な利用をやるということにつきましては、非常に公平、客観的にもできますし、またその農地についてのこだわりあるいは農村社会の特質、こういうものを踏まえますと非常にスムーズにできるのではないかと考えてございます。

で、そういった農業の土地の、特に土地に関しまして基本的な性格、役割というのは変更するものではないということで、むしろそういった農地に係ります業務、そういうものを重点化をしまして、その役割を一層発揮してもらおうというのが今回の考え方でございます。

○紙智子君 変わるものではないという話がされているわけですが、今回の改正で法令以外の任意業務について重点化するというふうに言っているわけですが、これは本来の役割をむしろ狭め弱めることになるんじゃないかというふうに思ふんです。

改正案では、農業、農林に関する振興計画を作り、実施の推進と農業技術の改良、それから農作物の病害虫の防除、その他農業生産の増進、農民生活の改善に関する事項、これは任意業務から削除するわけですね。逆に、任意業務となっていない農地利用の集積、その他効率的な利用、法人化という、政府の農業構造改革の推進役を農業委員会の任意業務として押し付けることになる。

これは農業委員会を農水省の下請機関にするものになるんじゃないか、農業委員会の性格を大きく変えることになるんじゃないかというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今般の法律改正に当たりましては、事前にいろいろな関係の方々、また国民の意見を代表する方々等に集まっていたり、十分な検討を行いました。その結果、非常に農業委員会の活動が総体的であつて非常に分りづらいという御指摘も強かったわけでございます。今後、市町村合併等も行われますし、一定のスリム化等も進行するという中で、農業委員会の基本的な役割、そういうものをより発揮させていくということから考えますと、農業委員会が主体として必ずしもやっていないような業務というものはこれは整理をすべきであるということでございます。

例えば病虫害の防除等につきましては、基本的

には普及なりが担うべきでございますし、また農業や農村地域の振興計画といったものも、基本的には地元市町村あるいは都道府県、こういう行政主体が作成をするというのが実態であります。

そういうことも踏まえますと、もちろん農業者の代表としてそういった計画なりいろいろな事業の実施に適切に意見を反映するということは非常に重要でございますので、意見表明でありますとか建議、そういったものについては引き続き任務として残すわけですが、農業委員会が主体として行っていく業務というものは農地に係る業務に重点化したというのが今回の考え方でございます。

○紙智子君 そもそも一九五一年度に発足した当時の国会では、農業委員会の提案の理由として、従来の農業施策の実施において最も欠如していたのは、制度上の農民の自主性が重視されていなかった点だと、どうしても農民の声を直接都道府県なり市町村の行う農業政策の上に反映させるための民主的な組織が必要だと、これ五一年の二月の衆議院の農水委員会議論されております。

議事録にありますが、これも、こういうふうな農業委員会制度の必要性が強調されているわけですね。また、この法律を解説して、農林法規の解説全集、ここでは農業委員会の在り方を、農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的努力によって総合的に解決していくというふうにしていくわけですね。

この基本というのは、この間、情勢の変化があつたにせよ、今も非常に大事な中心点だということに思ふんです。やっぱり変えてはならない点だということに思ふんです。結局はそれを、農業委員会を結局は目標どおりに進まない農地の利用集積の推進役に専念させるといふことになるもので、農水省の下請機関となることを求めるもの、だということに言わざるを得ないですね。農家のやはり代表としての性格を、元々の性格を变质させるもの、だということを私は指摘せざるを得ないというふうに思ふんです。

それで、大臣、今回の法改正で農業委員会の必置基準面積から生産緑地以外の市街化区域内農地面積を除外すると、加えて農水省は政令改正によってこの必置基準面積の大幅上げを行おうとしているわけです。

三月十七日に開かれていた地方分権改革推進会議小委員会では農水省に対するヒアリングが行われているんですけども、そこに出席して説明されている川村経営局長は、農業委員会の必置規制廃止を委員会側から求められて何と言ったかという、今回は全廃というわけにはいかないんですが、かなり自由度を高めるといふ方向でかなり大きな一歩を踏み出したと思っておりますと、まず第一歩を踏み出させていたのだと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひますというふうに述べているわけです。

この局長の答えからしますと、今回の改正は、農業委員会の必置規制廃止に向けた第一歩であつて、この必置規制を廃止することが既成事実ということになるんじゃないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の改正はこの地方分権の議論が契機になつたことは事実でございます。そういった御指摘を踏まえ、かつ、ただ昨今の農業情勢、これが大きく変化をしておりますので、農業委員会としてどうあるべきかということとはこれはむしろ農林水産省としても主體的に検討すべきである、こういうことで懇談会を開催をいたしまして、現時点でどうあるべきかというところを非常に幅広くいろんな見地からまた熱心に御議論をいただいて、その結論を踏まえて今回やっているとこのことでございます。

農業委員会の在り方について未来永劫現在の案でということではないと思ひますが、現時点で考えますと、先ほど来私お答えをしておりますが、最大限のものを御提案させていただいて、このことをごいまして、今後どうするといったことを予断を持って考へてゐるわけではございませんので、その点御理解いただきたいと思います。

○紙智子君 局長の答え方によると、この必置規制を廃止するというところは既成の事実のように聞こえるわけですが、いや、そうじゃないというんだつたら、大臣、これに対して明確に否定する答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀井善之君) 先ほど私答弁しておりますけれども、農業委員会、その担い手への農地の利用集積と、こういうこと等、構造政策を推進する上で農業委員会の果たす役割というのは高まつておるわけでありまして。

そういう面では、農業者の合議体、こういうことでいろいろ今日までもその実績も踏んでおるわけでありまして、私は、引き続き市町村の必置機関としての重要性、これは持つておるわけでありまして、私もこの地方分権の会議あるいは経済財政諮問会議、こういうところに参りましても、改良助長法と併せてこの農業委員会の役割、そして今日まで非常にその実績を残しておられることはかねがね申しておるところでございます。

しかし、若干、時代の趨勢、そういう面でもスリム化ということは、これ何の、どの機関、どの仕事につきましてもそれは時代の要請にこたえなければならぬわけでありまして、しかしその農業委員会の役割というのは、これ農業者にとつては大変重要な機関であるわけでありまして、これは十分守つていかなければならない、こう思つております。

○紙智子君 スリム化ということなんか一方で言いつつ、しかし守らなきゃいけないという話もされたわけですが、今回の改正というのは農業委員会の解体に向けた大きな一歩になりかねない問題があるというふうに思ふんです。

必置基準面積から生産緑地以外の市街化区域内の農地面積を除外した場合、新たに二十三市町村が必置基準面積の九十ヘクタールを割ることになります。さらに、政令改正によって必置基準面積を大幅引き上げるといふようにしてあります。大幅というのは、これ、市町村合併の推進に併せて現行の二倍から三倍といふふうにも言われている

んですけれども、そのような引上げ幅になるといふふうに考へていふんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業委員会の必置基準の面積につきましては、昨年六月の基本方針二〇〇三、この中で既に方向としては出ておりまして、大幅な引上げを行うということが結論付けであるわけでございます。

今後、この方針と、それから今回の改正を踏まえまして、政令の段階でこの具体的な数字を決めることになるわけですが、基本的な考え方といたしましては、今後の市町村合併に伴います農業委員会の区域がどの程度拡大し、その中の農地面積がどうなるのかといった見通し、それから、これはあくまで業務量と負担との関係でございますので、その農地の規模別の業務量、こういうものがどういふふうに移すのかという、どういふものになるのかと、こういうものを勘案をいたしまして、よく精査をした上で客観的数字に基づいて決定をしたい、こういうふうに入っているところであります。

○紙智子君 今回の改正では見送られたんですけども、農業委員会のこの必置規制自体が攻撃の中心になつていて、その点については農業関係者からは強い反発があつたと思ふんです。必置基準は農業委員会の存続にかかわる重要な問題です。全国農業会議所からも政令に委任される必置基準面積について、農地総量の確保や農地利用の管理、それから農地法等の法令業務の適正執行等に支障のない範囲での水準とするように強く要請するといふふうに出されてゐるんです。

それで、引上げ幅がどうなるかというのは重大な問題で、本来これは法案審議の場に示されていなければいけないといふふうに思ふんです。必置基準面積から生産緑地以外の市街化区域内の農地面積を除外し、かつ必置基準面積を二倍にした場合、それから三倍にした場合に必置規制から外れる自治体数はどうなりますか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 仮定の問題としてお尋ねでございます。

今後の市町村合併、これがどういふふうに移るか、またその農地がどの程度推移するか、どういふ状況になるのかといふようなことも踏まえずなくちゃいけませんので、なかなかこれはお答えしづらいところでございますが、仮に平成十六年一月一日現在におきます市町村数、あるいは農地面積、そういうものをベース、そしてかつ現行の基準面積を二倍に引き上げた場合で言いますと、そういう仮定の下でございますので御理解いただきたいと思ひますが、二倍の場合は四百四市町村、三倍の場合は五百九十七市町村ということに計算上はなります。

○紙智子君 新たに増える市町村数と累計で幾つかということ言つて下さい。

○政府参考人(川村秀三郎君) 現在、任意必置とされているのが二百四でございますが、それが二倍にした場合は四百四でございますので、その差が二百です。それから三倍にした場合は五百九十七で、二百四を引きますから三百九十三です。そういうことになります。

○紙智子君 三倍の場合ですよ。

○政府参考人(川村秀三郎君) 二百四を引きますから、五百九十七から二百四を引きますので四百七十三です。

○委員長(岩永浩美君) 正式に答弁してください。

○政府参考人(川村秀三郎君) 三百九十三ですね、はい、済みません。

○紙智子君 二倍にした場合、大体二三%くらいです。それから、三倍にした場合、大体二割ぐらいの自治体が結局必置基準以下になるといふことだと思ふんです。

ここで私、問題にしたいのは、都市農業に対する影響の問題なんです。

今回の改正による影響を都市部で見ますと、必置基準面積が二倍になつた場合に、例えば東京ですとほとんどの市区町村で農業委員会が廃止される可能性が出てきて、残るのは、二十三区では練馬に、それから三多摩では八王子、町田、青梅、

あきる野、立川、小平、東久留米、清瀬の端、あと瑞穂、大島、八丈の三町のみということになりかねないわけです。大阪で見ますと、四十四市町村中四三%の十九市町が下回ることになるんですね。三倍の二百七十ヘクタールになりますと、これ二十八市町村、三分の二が必置規制が外れることになるわけです。これは農地面積では大阪府の農地面積の三割を占めるんです。

三大都市圏で農業委員会の機能というのが大幅に後退するということは、これ否定できないと思うんです。都市農業における農業委員会の役割を否定することになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の必置基準面積の引上げは、農業、都市農業と、重要性、そういうものとリンクしているものではないか。あくまでそういう農業委員会を置くことのコスト、言わば費用対効果といいますが、事務量とコストの関係、そういうことで市町村を義務付けることが過度の負担を与えることになってしまっている懸念から、その業務量に着目をして、一定の線引きを行うということでございまして、都市農業を軽視するとかそういうものではないか。はい、まずその基準、これはあくまで市町村の自主的な判断で農業委員会を置くかどうかという線でございますし、下回る場合でも当然置くことは可能でございますし、置くことに対する交付金の算定というのは従来どおり行うということでございますので、都市農業に対して直接的な影響を与えるというものではないというふうに考えております。

○紙智子君 今、最初の方のお答えですと、業務量に着目してという話がありましたけれども、農業委員会は転用許可だけで農地を守っているわけじゃないと思うんですね。都市部の農業委員会は、生産緑地の管理や、それから市民農園などの取組、相続への関与や相談など、重要な役割を果たしていると思うんです。それからまた、農民の代表として地域農業や農民にかかわる問題で意見を公表し、建議をし、国や自治体にそれを反映することができると。これらの活動で農地を守って地域農業を振興しているわけですよね。

○紙智子君 今、最初の方のお答えですと、業務量に着目してという話がありましたけれども、農業委員会は転用許可だけで農地を守っているわけじゃないと思うんですね。都市部の農業委員会は、生産緑地の管理や、それから市民農園などの取組、相続への関与や相談など、重要な役割を果たしていると思うんです。それからまた、農民の代表として地域農業や農民にかかわる問題で意見を公表し、建議をし、国や自治体にそれを反映することができると。これらの活動で農地を守って地域農業を振興しているわけですよね。

東京の農業会議が「都市農業軽視の農業委員会法改正を糾弾する」という声明を四月六日にしているんですけども、これは私、当然だと思うんです。基本法では都市農業について、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるといっているわけなんです。

東京が実施したアンケートでも、九四%が東京に農業や農地を残したいというふうに言っているわけですね。

だから、今回の改正は都市農業の振興に大きな支障を来し、都市住民の意向にも反するものではないかと思うんですけれども、その辺の御認識いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 答弁として繰り返すことになるかもしれませんが、今回の必置基準の引上げは、都市農業を軽視するとかそういう意味では全くございません。全く業務の量から判断するという観点でございます。

そういう意味で、今、委員が御指摘の中で生産緑地の問題を触れられましたが、生産緑地については確かにいろいろな業務が、それ以外の市街化区域内農地と比べて業務がいろいろ想定をされております。したがって、その市街化区域内農地を一律に除くということではなくて、生産緑地についてはやはりこれは必置基準面積の算定にカウントをするということで、生産緑地以外の市街化区域内農地をカウントからは除外するというところでございます。したがって、算定上そういう引上げが行われましたも、農業委員会が必要であるというふうに判断をされれば、それは置くことができるということでございます。

○紙智子君 もう一つ、先ほど交付金は変わらないというのを言っていましたけれども、基準以下の自治体も任意設置されるという見通しをおっしゃるわけですよね。それはどういう根拠でそういうふうにおっしゃっているのか。

必置規制以下の自治体の任意設置について、懇談会報告の中では、農業委員会の設置の必要性の検証等の観点から廃止も含めた設置の見直しの取組が進められているが、これらの取組を行政、系統組織として更に促進することが重要だと指摘しているわけですね。これは、任意設置の農業委員会は廃止を促進すべきということじゃないですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に、この引上げによりまして、地元の市町村等の判断におきまして置くか置かないか、それは自由度が広がっていくということでございます。業務的な観点からいたしますと、農業委員会の業務が少ないところは正に無理をして設置をする必要はないというのが我々の考え方でございます。

○紙智子君 全国農業会議所は組織検討結果で、現行の必置基準面積以下の農業委員会の回答は、市町村合併に伴って廃止の方向で検討する予定というのが三七%、それから廃止は困難だというのが三五%あると。

地方分権改革推進会議の小委員会、これ三月七日にやられているものですが、多分川村経営局長も参加されていると思うんですけども、このとき西室議長が、必置規制を外すということがすぐに廃止につながらないどころか、ずっと慣習的にそれを続けているところがあるように伺ったと、やはり規制が外れたら、それをちゃんと行政の方ではもう一回見直すということがなければいけないと思いますというふうに批判の発言しているんですね。これは、廃止に向けて見直せという趣旨の発言なんじゃないんですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 議長の真意を確認したわけではございませんが、分権推進会議の立場からすれば、そういう線を引いた以上、減少していくというのを想定はされていると思います。が、我々としては今申し上げたような考え方で、あくまで市町村の判断によって設置するのかもしれないのかを決めていただきたいと、こういうふう考えています。

○紙智子君 市町村の判断というふうに、市町村にもうけたを預ける形での答弁になるわけですが、実際には市町村自身も財政的には厳しくなっている中で、やっぱり任意設置ということですので大丈夫というふうな根拠というのは示せないと思うんですね。先にやっぱりスリム化ありきで、都市部、それから小規模農業委員会というのが廃止の流れが強まることというのは避けられないと思うんです。私は、非常にこれは現場の声からいっても問題だというふうに思います。

続きまして、農業生産法人の農業委員会への報告義務について質問します。

耕地面積の減少は歯止めが掛からないという中で、基本計画の策定について九八年以後だけを見ても、四百九十一万ヘクタールから四百七十四万ヘクタールに減少しているわけですね。このままでは、基本計画の二〇一〇年において四百七十万ヘクタールと、この維持そのものが困難になっていると思うんです。大体四百五十万ヘクタールか四百六十五万というふうに推定されているわけですが、農地を守ることは農業委員会の重要な役割なわけですから、その業務にかかわる問題で聞きたいと思えます。

それで、二〇〇〇年の農地法の改正で、株式会社形態の農業生産法人による農地取得を認めた際に、年一回農業生産法人の農業委員会への報告を義務付けたと思います。これは農業生産法人の要件適合性を担保するための措置だったと思いますけれども、確認したいと思えます。

○政府参考人(川村秀三郎君) お尋ねの株式会社形態の生産法人、これを厳格にチェックしていくというところで農地法を改正いたしました。農業生産法人に対しまして毎年事業の状況等を農業委員会に報告するように義務付けたところでございます。

○紙智子君 この農地法改正の国会の審議の中でも、農外資本に対する支配と転用目的による農地取得を排除するために説明ありましたけれども、

も、農業生産法人をチェックする二重三重の手だてを取るんだということが強調されたというふう
に思います。その一つが報告義務付けの徹底で、
それに基づく国の土地買収の仕組みだったと思
うんですが、農水省は、農業生産法人が農業委員
会に対する報告義務を果たしているのか、その状
況については把握していますでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) ただいま申し上げ
たような報告義務というものを農業委員会、それ
ぞれの地域の農業委員会に対して報告するよ
うに農業生産法人に義務付けをしたところは今申
し上げたとおりでございます。農業委員会は正に
その地域の農業事情に精通をして責任を持つてお
られるということでございますので、当該報告の
状況を逐一すべて農林水産省に報告する仕組みに
はなっておりません。

○紙智子君 私も実際に幾つかの農業生産法人が
区域内にある農業委員会の方に聞いてみまし
た。それで伺いますと、初めに法人を立ち上げる
ときには出されているんだけれども、それ以降は
一回もないと。それから、今までにただの一回も
見たことがないというようなことが話をされてい
まして、あれだけ繰り返し議論をされているがら
うという状況になっていていいのかということ
を思うわけです。

それで、法を施行してからは三年既に経過して
いるわけですが、それにもかかわらず地域
に任せているという、こういうことではないのか
と。農水省がやっぱり農業生産法人の報告実施状
況について把握するというのが本来やられるべ
きであつて、そうでなければ農外資本による農地
や、農地の転用目的の排除の担保措置というの
にならないと思うんですね。その辺のところはいか
がですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農地法の仕組みを
考えます場合に、基本的にその地域の農業事情に
精通をした農業委員会に任せるということで、制
度としてその当該報告が農水省に自動的に上がつ
てくるという仕組みは取っております。これは

地方分権その他もありますし、そういう逐一縛る
ということとは法的に無理でございます。ただ、
問題となるような事例につきましては実情を連絡
するように指導しております。その結果、まだ十
五年度の状況は出ておりませんが、十四年度には
現場において三件ほど勧告を行った例は承知をし
ております。

○紙智子君 農地法の改正のときにやっぱり慎重
に審議をして、そしてやっぱり規制緩和する場合
に繰り返しそこはちゃんと二重三重のチェックな
んだという議論を踏まえてきているわけですよ
ね。それが、実際に聞いてみたら農業委員会の場
では全然見ていないと、そういう議論になつてい
ないというところがどれだけあるかということす
ら分からない状況なわけですよ。

であれば、農水省としては把握しないというこ
とじゃなくて、やっぱりきちっとこれは把握もす
るとか、そういう指導を強めるという必要はある
んじゃないですか。やっぱり都合のいいときだけ
地方分権という言い方じゃなくて、そこはやつぱ
り責任持つてやらなければ少しも担保の措置とい
うのにならないと思うんですね。もう一度
いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今申し上げました
とおり、問題のない状況では構わないと思いま
すが、いろいろそれぞれの地域において問題とな
つたような状況がありました場合には、農林省の方
にきちんと連絡をするということでの指導を更に
徹底してまいりたいと思っております。

○紙智子君 ちょっとそれじゃ納得しないんです
よね。

大臣、そういうやっぱり現に聞き取りもしてい
ない、言いつ放しなわけですよ。問題のあると
ころだけというんですけれども、実際には、なぜ
こういうふうに繰り返すのかといいますと、例
えば千葉県の農業会議所、千葉県農業会議は、農
地法の改正をして農業経営基盤強化促進法の改正
後、相談面でどういう変化が起きているかチェッ
クしているわけですね。農業生産法人に関する相

談の中で二〇〇二年度は九十三件中三十四件、二
〇〇三年度は百十三件中二十四件が生産法人設立
を装った産廃関連事業についての相談がされてい
たと。NPO法人を介在させるなど手口も巧妙に
なつてきているということなんですね。規制緩和
に伴つてこの農地の権利を取得しようとする不当
な動きというのが活発になっていると。

だから、入口のところでの規制を厳格にすると
同時にやっぱり農業生産法人に対するチェックと
いうのはこれは不可欠だと。農水省としてやつぱ
り農業生産法人の報告が実施されるように調査、
指導すべきだという趣旨でもって今繰り返しして
言っているんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 地域の事情、農業事情
に精通をし、責任を持つて農地行政に当たつてお
ります農業委員会に報告をさせ、また農業委員会
に農業生産法人の要件チェックを行わせるのが最
も適当と、このように私も考えるわけでありまし
て、そういう面で農林水産省といたしましても農
業生産法人からの報告や農業委員会による要件
チェックと、こういうものが円滑にまた適切に行
われるように事務処理の指導と、こういうことを
しておると、このように思っております。また、
そのようにさせてまいりたいと、こう思っており
ます。

○紙智子君 これからも更に強化するということ
で受け止めてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(亀井善之君) 十分指導してまいりた
いと、こう思っております。

○紙智子君 やはり今度の問題を通じて、農業委員
会にやっぱり土地の流動化含めて責任を転嫁する
のではなくて、やっぱり農水省が、本主に担保措
置をめぐって、これがあるから農外資本の支配の
農地荒廃を防ぐことができるというふうな今まで
繰り返し言ってきたわけですから、本当にそうい
う点では本気になつて優良農地を守る立場でやつ
ていただきたいというふうな最後に申し上げまし
て、このあとの法案の中身についてはまた次の機
会にやらせていただきたいということで、これで

質問を終わりたいと思います。

○岩本荘太君 無所属の会の岩本荘太でございます。
いつもになく静かな委員会でございますして、た
だ議論だけはしっかりとやらせていただきたいと
思っております。

私は、いわゆるこの三法の中に新規就農者等の
青年等の就農促進等の法律がございますので、次
代の農業を担うということになると思いますし、
新規就農者、これについてちょっと質問をさせて
いただきたいと思っております。

これ一時新規就農者というのは非常に減つて、
この先農業どうなるかというような心配があつた
と思います。皆さんも同じ認識だと思ふんです
が。たしか二千人とか三千人とかという数字に
なつたと思いますが、最近は何か聞くところによ
りますと大分増えてきたと、明るい見通しが出て
きたというふうに承つておるんですが、まずその
辺の実態ですね。

私は実は表をもらったんですけれども、これ皆
さんに配るまでに至りませんでしたので、その辺
の新規就農者の増加の実態ですね。それと、それ
からどういふような背景からこういう新規就農者
が増えるような状況になつたのか、その辺、まず
局長の方から御説明願います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 新規就農者の状況
でございます。

今、委員が御指摘、御質問ありました新規就農
者の状況は近年増加傾向ということでございま
す。平成二年がいわゆる底でございまして、四千
三百人ほどしか新規就農者、これは三十九歳以下
の新規就農者でございますが、しかございませ
んでした。これが平成十四年には一万二千人とな
つておりまして、三倍近いものになっております。
また、基本計画の構想展望の中でも、望ましい
新規就農者の数というのが大体一万三千人から一
万五千人ということを想定いたしておりますので、
まあまあ、まだ足りませんけれども、それに
近いところまで回復をしたということで、この状

況は我々としても非常に望ましいと思っておりますのでございます。

その理由でございますが、これもいろいろアンケートとか就農相談等に見えた方々の聞き取りによるものでございますが、もちろん農地を継承したとか家庭の事情、そういうものも就農の動機としてございますが、自分で創意工夫ができる農業に、農業自体に魅力を感じたということ、あるいは農業はやり方次第でもうかるといったような非常に積極的な動機付けというのが特徴として出てきております。

やはり、農業を見直しまして、やりがいを実感できるような職業としての再認識ということで農業を選択する人も増えているんじゃないかというふうにとらえております。

○岩本荘太君 これ、二日後に参考人質疑があったて、そのときに聞けばいいのかもしれませんが、普及職員の功績といえますか、その辺もかなりあるんじゃないかなという感じが私は持つんですが、その辺は、僕ちよつと通告していませんでしたけれども、局長の感覚的なお話で御答弁願えたらと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 普及員の役割の一つといたしまして、やはり人材確保という意味で新規就農者、これについても力を入れていただいております。今般、改正をいたします就農資金、これにつきまして、普及活動の一環として、青年農業者を指導し、また育てるツールとして活用していると、こういう実態がございます。そういう意味で、普及員は正に非常に大きな力となっている、またその定着に向けてもかなり努力していただいているというふうに思っております。

○岩本荘太君 それと、今、新規就農者ということで御紹介いただきましたけれども、これ三十九歳以下ですわね。そのほかにも離職就農者というのがあるんですね。四十歳以上の。こういう人たちもかなりの数が増えているわけで、数字は私手を持っておりませんから、今その新規就農者、これは平成十四年で一万二千ですか、それに比較

にならないぐらい、中高年の人は六万八千ですよね。圧倒的に多いわけです。

私は、農業のこれからの姿といいますか、農業に対して、農業を経営する人としてこの離職就農者というのでも決して無視はできないんじゃないかなというふうな気がいたします。かねてから私もそういう行政的な面に携わってきたときに、例えば六十歳で今までの職業を離れた人も、健康な人であれば十年以上できるんですね、そういう条件さえ整えば。そういう人たちに農業に就いてもらえばかなりの面でやはり若い人と同じような力になると、こう思っておったんですが。

ここで一つ、高齢者、高齢者というか離職就農者に対する農林省の対応といいますか、それもありましたら。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今御審議いただいている法律も、青年就農等の「等」という言葉が書いてございまして、これは必ずしも四十歳以下ではなくて、そこが中心になりますし、そこが一番金利等、あるいは資金面でも優遇されますが、六十四歳未満の方も一応対象になるということでのカバーはしております。

それから、今もいろいろ担い手論議の中で議論をしておりますが、高齢者という画一的に六十五歳以上ということで線を切るといような取扱いをしておりまして、私どもの現在の検討からいたしますと、余り年齢で画一的に切るのとはおかしいんじゃないかと。今、委員が御指摘がございましたとおり、十年、二十年現役世代としてまだ働きができる方もいらっしゃるし、他産業でそれなりの経験を積まれた方はその非常に他産業で得られたノウハウ、これがまた農業分野で非常に有効に活用されている例も非常に実例として挙がっております。

そういうことも考えますと、今後、多様な人材が農村部に入つてこられて、そしていろんな新たな視点なり風を吹き込むことによって地域が活性化すると、こういう事例もたくさん見受けられておりますので、そういう観点で、画一的な、年齢と

か、そういうもので見るのではなくて、正にそういう機能といいますか働きで、役割、そういうもので担い手像もとらえていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○岩本荘太君 まあ昔は三ちゃん農業といって、何かこうさげすんだような、見下したようなあれがありましたけれども、決してそういうことはない。それと、農業、営農にしても、機械化とかかなんとか非常に進んでおりますけれども、私はあれはある意味じゃ高齢者ができるように、できるような農業に変えていっているんじゃないかなというふうな感じもいたしますので、その辺、幅広く御検討をお願いしたいと思います。

そこで、ちよつと変化球に入っていきますけれども、新規就農者ですね。これ一万二千人居るか。これ大体どういような、営農といいますが、どういような農業に取り組んでおられるか、その辺の営農型のな面を御説明願いたいと思うんですけれども。

○政府参考人(川村秀三郎君) 営農的な、営農類型的な実態でございます。

新規就農者が主に従事している部門は、一番多いのが施設野菜、これが約二〇％でございます。続きまして、水稲が一四％、露地野菜が一四％、果樹が一三％、花卉・花木、これが一〇％、酪農が九％、こういう順番になっております。

こういった施設野菜、露地野菜というのは農地面積が比較的少なく済むということで、農地を保持しない新規就農者にとりまして比較的取り組みやすい経営部門ということだと思います。土地利型はなかなか広い農地が必要ということで、農外から特に入つてこられる方については非常に難しい面があるんじゃないかというように考えております。そういうことの実態にございまして、こういう営農類型別の状況もよく踏まえて対応していきたいと思っております。

○岩本荘太君 そこで、私もそれ、今、局長御説明のあった資料を持っているんですけれども、三千八百人の、回答数三千八百人ですよ。これ、

新規就農者の母数が一万二千人居るか。これならそれほど少ない数ではないと思うんですけれども、私、全体の約八万人、これから比べたら、これが本当に代表するかどうかということを非常に疑問に思つたんですが、これは、ちよつとレクのときにお聞きしなかったんですけれども、これは新規就農者だけですか。いわゆる離職就農者は入っていない、今率をお示しになられましたのは。

○政府参考人(川村秀三郎君) 離職就農者も入っておりますが、基本的には若い方が、それで新規就農された方です。

○岩本荘太君 そうしますと、私はその八万人を三千八百人で代表してこれが傾向だと言うのはちよつと乱暴過ぎるんじゃないかというふうな気がするんですよ。そういう面で、これ統計の問題かもしれないけれども、農林省としてはもう少し親切な、もつと実態に合った調査というものを心掛けていただきたいな。これは先日お聞きしたときにそう感じましたんで、是非局長にもその辺の御指導をよろしく願いたい、こう思っております。

それと、もう一つは、大変この新規就農者が増えて、将来の農業に対してまあ明るい見通しというところは言えると思います。事実、こういうふうが増えてくることによって日本の農業生産額というのは当然上がるでしょうし、農地についても、農地はいわゆる多面的利用の、多面的効果があるということから、農地をしっかりと農業で守るということとはそういう意味から大変いいことだとは思ふんですけれども。

もう一つ、農林省、先ほどから出ております自給率というのが憲法のごとく今、農林省の責任といたしますが、農林省の施策の中心になっていると思うんですけれども、そういうものと照らして、新規就農者は大体農林省が考えるという自給率向上というふうなものに向かつて就農しているのか、あるいはそれができないのか、できないとすればどうしようとしているのか、その辺について

農林省の御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(山村秀三郎君) 自給率の向上というところで考えますと、特に大豆、麦、それから飼料作物、そういった土地利用型の農業、営農類型、こういうものを参入を増やすというのが必要だと思っておりますが、現実問題としては、先ほど言いましたように、ややこれは一般的な水準よりも低い分野になっているわけでございます。

やっぱり考えられますのは、土地利用型でありまして農地の権利を相当程度取得しないとかなかなか生産が軌道に乗らないということもございまして、この農地の取得が非常に課題になっているというふうに考えます。

そういうことから、私も、特に新規就農者に対して、農地をいかに円滑に取得して、権利を取得していただくかと。また、必ずしも所有権に限らないわけでございますけれども、そういう意味では、まず就農相談センターにおきましてでも、できるだけ確かな農地情報、こういうものを与える、それから、先ほど来議論になっております農業委員会、これにつきましても新規就農者にある程度重点を指導をしてほしいというようにもございまして。

それからまた、中核的な推進機関であります農地保有合理化法人、こういうものの農地の貸付けなり売渡し、こういうものもそういう新規就農者を育てるという意味でよく対策を考える必要があると思ひますし、また公庫資金、これは農地を取得する場合に唯一、公庫資金、これが手段でございまして、この公庫資金につきましても円滑な貸付け等が行われるような仕組み、そういうものをよく考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

頭に入れて見ているわけですが、こういう問題についていろいろお話ししていると、必ずしもそういう認識がないと受け取れる面もあるんです。

ですから、これは何もこの問題ばかりじゃなくて、かねてから私も何回も質問していますから、お呼びしているいろいろな担当者とお話ししている段階でも、自給率がどの部局からと自分からいって、それ以外のところの人は自分の仕事で必ずしもつながっているかどうかという認識が薄い感じがしてならない。この辺は別に御答弁要らないんですけれども、その辺のないうちに、やっぱり大きな問題ですから、そういう意識をしつかり持つてもらいたいなど、こう思う次第でございます。

それともう一つ、これはちょっと先ほど千葉委員と大臣との質疑でお聞きしててちょっと気になったんで、大臣、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、これ、かねてから言われていることだと思ふんですけれども、いわゆる自給率四〇％、これは達成可能な数字だというように理解している進んでおると思ふんです。これが、だから目標年度、十年先なら十年先、それ、ああ四五％、ごめんなさい、四五％ですね、それが達成可能なことと分らないわけではないんですけれども、自給率の議論というのは、やっぱり幾らでなかりやいかぬか、どのぐらいでなかりかぬかというのが最初にあつて、それがこの期間だつたら達成可能なこのぐらいで納得、納得といひますか、国民全体がここに進もうと、そういう議論だと思ふんですが、その辺の、自給率のどのぐらいだという、その基本的なところがなかなか見えないでそれで達成可能というところに行く、非常にこれ、やはり農業関係者はかりじやない、消費者全体も協力していこうかというときに力が弱くなると思ふんですね。

事実、たしか自給率、カロリー自給率四〇％というのはここ数年、四、五年ですか、ずっと横ばいでしよう。本来なら、あれだけ大きな目標を立てたとすればもう四二か四三か行つていいような感じもするんですけれども、それが行っていないわけですね。

だから、その辺がしつかりとした、ただ単にやるからやるんだというような感じがしない、そういう目標値といひますか、そういう説得力のある説明をしていただきたいと思ふんですけれども、もし大臣、御見解ございましたら。

○国務大臣(亀井善三君) 四五％の問題、これは食料・農業・農村基本計画の中の数字、今、委員からも御指摘のとおり、正にこのところ数年四〇％、いわゆる低下傾向に歯止めを掛けているというところではなからうかと。平成十五年度がどうだったかと、これなかなか、BSEの問題、鳥の問題等々、あるいは米の不作というようなことがありまして厳しいところに来ておるのではなからうかと、こういう意識を持つております。

そこで、四五％の設定というのはそういう面での基本計画の中で出てきたと思ひます。これはこれからの問題として、また今回、鳥やBSEの問題等との関連で国民の意識も、先ほど来申し上げておりますとおり、大変自給率の問題につきましても関心が強くなつてきておるわけでありまして、そういう点を考えますときに、やはりもう一度この基本計画の見直しの中でもこれは十分考えていかなければならないと、こう思つております。

○岩本荘太君 よろしくお願ひします。

それと、最後に一つだけ、これ農業経営三法だといひくくり方をされておりますので、最近いろいろと議論、最近ばかりでない、議論されております株式会社農家の参入ですね。

これは何か企業がやれば非常に会社経営でうまくやれるとか、そういうような議論でどんどん進んで、そういう考え方が進んできているような感じがするんですけれども、私は実際に農業参入は実態はあると思ふんですが、私はよくよく考えてみまして、今の農業で効率性の面から、例えば穀物なんかを外国の輸入を日本に切り替えるだけの効率性を持った農業というのは、これ株式会社であろうが無理だと思ふんですね。

それから、野菜とかなんか、中国とかいろいろ入つてきますよね。ああいうところの労賃から見ると、たとえ株式会社が入つてきても、恐らく株式会社が入つても、会社経営やられても安くならないことは余り期待できないだろうと思ふんですよ。その中でこういう株式会社議論が出るのは何か納得できない面がございまして、ひよつとしたら何か、例えば国内でなかなかにないもの、いろいろありますからね、花もそうかもしれないけれども、そういうようなところのおいしいところだけ食べちゃうんじゃないかなというような危惧もあるんですけれども。

農林省も盛んに株式会社参入についていろいろ、前向きだと僕は言つていいと思ふんですけれども、前向きでないと思ふ言つていたきたいんですけれども、どういふような姿を想定されておられるのか、その辺をひとつ御説明願つて、質問を終わります。

○政府参考人(山村秀三郎君) 法人化の推進といふことの柱の中での株式会社形態といふことを考えております。

今、委員が御指摘ありましたように、国際競争力、そういうことがこれですべて解決するといふことでは私どもも思ひます。むしろ、経営体として非常に安定した、また効率的な経営ができるようにするといふことでは法人形態といふのがやはり究極の姿ではないかといふふうに考えているわけでございます。実際、株式会社形態、今現在七十社ほど出ておりますが、その実態を見ますと、地場の食品製造とか、そういう原料として使われるところ、そういうところが農作物の生産まで、川上の方まで手を広げられるといふこともありますし、また地場の建設とか、運輸・観光業者、こういうところがその一環としてやられるといふようなこともありますし、非常に、ある意味では非常に多岐にわたつておりまして、地域の活性化につながっているといふことは一般的には言えると思ひます。

それからまた、法人化した個々の経営体につき

ましても、例えば金融面で非常に信用があるとか、人材確保に当たっても株式会社などの方が非常に優良な人材が集まるとか、そういう個々のレベルでもございます。

そういうものも意味を込めまして、私どもとしては法人化というものの推進を図っているというところで御理解いただきたいと思ひます。

○岩本莊太君 私、早とちりの解釈だったと安心いたしました、そういうことであれば、しっかりと実態を、農業の実態をつかんだいろんな面の許可をお願いいたしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○中村敦夫君 牛肉の買上げ事業をめぐる事件について質問したいと思ひます。

先般、大阪府警が、大阪府食肉事業協同組合連合会、略称府肉連、それと全国同和食肉事業協同組合連合会、略称全同連、この二つの団体をめぐる牛肉偽装詐欺事件の捜査に着手しました。報道などによりますと、食肉業界のドンと呼ばれている食肉大手ハンナグループの元会長らが国のBSE対策を悪用し国費をだまし取ったということになっていますね。この元会長ら関係者は既に逮捕されています。

私は、この問題について、業者とお金の情報公開が重要だという観点から度々質疑してまいりました。二〇〇二年三月二十日の参議院農林水産委員会では、当時の武部農水大臣から、すべてオープンにするという答弁も得ました。しかし、実際のところ、農水省の情報公開への姿勢というのは、大臣答弁とは裏腹に、積極的と言にはほど遠いものであったし、今もそれが変わらないという印象を持っております。

そこで、一層の情報公開を求める観点から、今回の事件について質問したいと思ひます。

まず、生産局長に対する質問ですけれども、二〇〇二年三月に公表された買上げ業者名リストについて、全国食肉事業協同組合連合会、全肉連ですね、これら二団体は末端業者名を示していないかったんですよ。そのため、私は、同年三月二十

六日に、農水省国会連絡室を通して、全肉連などについても他団体と同様に末端業者名を示すように資料要求をしました。ところが、二か月たつても資料が提出されなかったんですね。そこで、二〇〇二年五月二十一日の参議院農林水産委員会では、どうなっているんだということを尋ねました。そうすると、農水省は、一社ごとに同意を得る必要があるため時間が掛かっているという、こういう趣旨の答弁をしました。結局、資料要求から半年後の同年十月になって全業者リストは公表されたわけですよ。

しかし、今回の事件をきっかけにして、勝手に名前を使われた業者の存在が明らかになったんですよ。これはどういうことなんですか。農水省の同意取得方法が非常にずさんだったと言わざるを得ないんですが、この間の経緯はどうなっています。

○政府参考人(白須敏朗君) ただいまの委員の御指摘でございます。

御案内のとおり、本事業、当初は、BSE検査前の牛肉が市場から隔離される、また再び市場に搬出されないというのを確保いたします必要性から、保管事業というふうなことでその事業実施主体が会員からの申出に応じて牛肉を買上げると、そういうことで保管するそういう取組を支援する仕組みということでスタートしたわけでございます。したがって、事業実施主体がどのような者からその対象牛肉を買上げたのかを個々に確認する仕組みとはなっていないかったという、御案内のとおりでございます。

その後、消費者の不安を完全に払拭するというふうなことで焼却処分をいたします処分事業を措置したことに伴いまして、やはり、この事業実施主体でございますとかあるいは県組織、そこに助成金が滞留しているのではないかと、そういった議論がなされるというのを踏まえまして、その事業実施主体に支払われる金額のうち、その実施主体が負担すべき保管料でございますとか、あるいはそういった経費を除きまして、牛肉の評価額

について、牛肉の買上げ先、いわゆる末端業者に支払われるというのを確認することとしたわけでございます。

正に、今、委員からの御指摘のとおり、十四年の三月十五日には直接の会員については明らかにしたわけでございますが、さらに、今お話しのとおり、平成十四年十月には、全肉連でございますとか全農、そういった直接の会員が都道府県団体になっておるものににつきましては更なる調査をその事業実施主体に依頼をいたしまして、県組織を通じて申込みをいたしました末端業者の名称、それから申請数量も明らかにしたわけでございます。

そのところが、そういうことで、十月に明らかになったというのがこれまでの経緯でございます。

○中村敦夫君 いや、私はその経緯のことは知っているんですよ。だけれど、六か月間掛かって調査して、何の関係もないような業者の名前がその中にあったんですよ。そんなことはちゃんと追及すれば分かったことなんですよ。そうすると、一体何が起きていたのかと。どうやら、団体側がこの虚偽申請の発覚を恐れて、末端業者の説得のために公表時期をどんどん延ばしていたんじゃないかというふうに思われますよ。

そうすると、農水省はそれを知っていたのかどうかと。つまり、団体に対して偽装工作の時間を与えていたんじゃないかという疑いが出てくるんですよ。けれども、どう思われますか。

○政府参考人(白須敏朗君) そのところは、要は、事業実施主体と、それから牛肉の買上げ先、いわゆる末端事業者というところの関係ということでございまして、やはり直接的に私どもも強制的にににするというわけにまいりませんので、その事業実施主体でございまして全肉連を通じて、そこから任意の情報提供ということをやっておった次第でございます。

そこで、委員の御指摘のとおり、六か月、三月から十月ということで、大変時間が掛かったとい

うことで誠に申し訳ないと思っておりますが、そのところは、したがって、そういうことで、強制力を持ったあれということじゃございませんで、そういうふうな調査にやはり時間が要したというふうなことであらうというふうに考えている次第でございます。

○中村敦夫君 別に強制力じゃなくて、それは聞けばいいだけの話ですからね。逮捕しろとか、そういうことを要求しているわけじゃないんですよ。そんなことができなかったというのは、私は大変おかしいと思ひます。

今回の質疑を準備するために、農水省から、府肉連と大阪府同和食肉事業協同組合連合会、府同食ですね、この末端業者への支払額リストを出してもらいました。そうしましたら、大変不思議な事実が明らかになったんですよ。

まず、羽曳野市食肉事業協同組合、それから大阪ミートパッカーというこの二業者が府肉連と府同食の両方に多量の食肉買上げ申請をしていたわけですね。過去に示された全業者リストを見ますと、一つの業者が同時に二つの団体を通じて買上げ申請するなんていう事例はないんですね。なぜこの二業者が単に事務手続が煩雑になるだけだと思われようという不自然な方法で買上げ申請したのかどうか、農水省としてはどう解釈しているんですか。

○政府参考人(白須敏朗君) そのところでございします。

今回のお示しをいたしました支払先の末端業者のリストにつきましては、事業終了後の最終的な精算に伴います整理ということで、平成十五年の十二月に確定したということでございします。そこで、結果として、平成十四年十月の末端事業者のリストと、今、委員から御指摘のとおり、一部そこがあるわけでございます。

ただ、そこにつきましては、考えますに、保管事業への申込みの前に、そこで十月のリストには上がっておりませんでした事業者の牛肉が、今回の最終的な支払先となった末端業者にその持っておりま

した牛肉が売り払われておったのではないかと
いうことで、それが、売り払われた牛肉が末端業者
の所有になりまして、その末端業者が、最終的な
事業実施主体との間で契約によりまして、それ
が申込みを行ったということではないかというふ
うに考えている次第でございます。

○中村敦夫君 それは単にそういう経過があつた
ということだけで、不自然さそのものに対して農
水省がおかしいと思わなかったことが私には大変
驚きなんです。

次に、さらに、羽曳野市食肉事業協同組合と大
阪ミートパッカーの二業者は、保管事業での買上
げを前提にして多くの食肉業者から食肉を買い集
めた一方、二業者間でも相互に一部の食肉を買い
上げています。また、府同食を通じて直接
に買上げ申請をしている十勝ハンナン、それから
中部ハンナンというこの二業者も大阪ミートパッ
カーを通じて一部の食肉を買上げ申請している
ということが分かりました。

なぜこれら四業者は直接に買上げ申請している
にもかかわらず、わざわざ一部の食肉を相互に買
い上げて、そして買上げ申請したのか、この理由
と、それぞれの相互買上げの日付、経緯というの
を教えてください。

○政府参考人(白須敏朗君) ただいま委員から御
指摘ございました。羽曳野の協同組合あるいはまた
大阪ミートパッカー、それぞれが府肉連あるいは
府同食の両団体を通じて申請をしておりました
り、あるいはまた、ただいまのお話のように、い
ろんな事業者から相互に買上げた上で買上げを
申請をしておるのではないかとというふうなこと
でございます。

誠に繰り返して恐縮でございますが、本事業に
つきましては、やはり当初は保管対象牛肉そのも
のに着目しまして牛肉を買上げまして、それ
を倉庫で保管すると、そういう取組を支援する仕
組みとしまして、事業実施主体がどのような者か
らその対象牛肉を買上げたのかというのは事業
団が個々に確認する仕組みとはなっておらなかつ

たわけでございます。ただ、そこがいろいろな御
論議をいただいたことも踏まえまして、最終的に
は、事業団が事業実施主体であります全肉連に支
払証明書等の提出を求めることによりまして、最
終的な支払先である末端事業者が確認されたとい
うことでございます。

ただ、そこを、理由を、いろいろた
ま委員から御指摘のあったことについての理由を
言えということでございますが、私も率直に申
し上げまして、そのところの理由については不
明でございます。

こういった点も含めまして、御指摘のいろいろ
この末端業者等につきましては現在捜査当局によ
る捜査が行われておるといふふうに承知をいたし
ている次第でございます。その中で明らかにな
るのではないかとというふうに考えている次第で
ございます。

○中村敦夫君 私は農水省に探偵小説のような能
力を持ってと言っているわけじゃないんですよ。し
かし、非常に簡単な話ですね。表があつて、それ
を見たら、何でもこんなふうになっているんだと
単純にできる事柄が、いろいろ複雑な操作とい
うものが数字になって出てきたわけですね。これ
をおかしと感じなければ、農水省の役割というの
は果たせないんじゃないかなというふうに思っ
ます。

しかも、今日皆さんにお渡しした資料の、両面
ありますが、新聞の面でも明らかのように、もう
この事実が去年九月に農畜産業振興機構が分かつ
て農水省に報告しているわけですね。そうする
と、今まで発表したものとこれ明らかに違うわけ
ですから、それをなぜ今まで伏せていたのかとい
うことではないですか。

○政府参考人(白須敏朗君) ただいま委員からの
お話もございましたが、平成十五年の八月に府肉
連あるいは全肉連から、平成十四年十月に公表さ
れました末端業者の報告につきまして訂正をし
いたと、そういう旨の申出が事業団にございまし
て、平成十五年の九月から十月にかけまして、事

業団を通じて、訂正の理由でございますと
か、あるいは府肉連と大阪ミートパッカーの間
にあるいは府同食と羽曳野市食肉事業協同組合間の
契約関係を証する書類、さらに、念のために大阪
ミートパッカーと羽曳野市食肉事業協同組合が他
の業者から買い取ったことを証する書類、そう
いったものの提出を求めたところでございませ
う。

その結果、末端業者の変更の理由としまして
は、羽曳野市食肉事業協同組合あるいは大阪ミ
ートパッカーを末端業者として報告すべきところ
を、両者がそれぞれ買い受けた業者まで末端業者
として報告をいたしました。十月でございま
す、十四年十月にそういう報告をいたしました
と。あるいはまた府肉連、府同食と大阪ミート
パッカーあるいは羽曳野市食肉事業協同組合との
間の売買関係を証する書類そのものはござい
ませんが、代金受取を証する書類の提出はなされ
たということ、また、大阪ミートパッカーある
いは羽曳野市食肉事業協同組合からそれぞれ申請を
されました牛肉につきましては通常の売買取引で
購入をいたしましたものでございまして、その場合、
売買契約書は一般には取り交わされておらない
ということ、伝票などの証拠となる書類は残って
いない、そういった回答がなされたわけござい
ます。

そんなことで、この本事業の末端業者でござい
ます羽曳野市食肉事業協同組合、それから大阪
ミートパッカーにつきましては、府肉連あるいは
府同食から助成金が支払われているということ
は受領証によりまして確認がされているわけござ
います。これらの二業者が他の業者から買い受
けたということにつきましては証拠となる書類は
提出されなかったというところが、ただいまのこ
とにつきましては確認をしておるところでござ
います。

○中村敦夫君 いや、私はその経緯は分か
つて、農水省も分かっていたわけでしょう、九月
に。なぜ今まで黙っていたのかと。これまで、と
にかく発表したがらないんですよ。その隠い体

質というのが私には分からないんですけれども。
これ何で、今も五月でしよう、去年の九月に分
かつていたことを訂正して発表しなかつたんです
か。その理由を聞いています。

○政府参考人(白須敏朗君) これが、その事業
者のそこいいますか、あれが最終的に確定した
しましたのは昨年のお話のとおり十二月とい
うことでございます。ただ、それで、そのところ
をなぜ隠していたのかというふうなこと、公表し
てないのかということでございます。

このたびは委員からもお示しをいただいた資
料をごらんいただいてもお分かりいただけます
と、府同食なり府肉連の申請数量に、数量自体
には変更はないわけでございます。このところ
は一致しておること、今回の助成金の支
払先の末端業者として出てくるものと十四年の十
月の末端業者で出てくるものを比べていただき
ますと、末端業者でなくなりました、今回の支
払先の末端業者には十社となつておるところが、十
四年十月ではそれぞれ個別の名前が出てお
ります。これにつきましては、この末端業者でなくな
った業者については、既に末端業者として記載をさ
れております羽曳野市食肉事業協同組合あるいは
大阪ミートパッカーが買い受けておりまして、そ
れについては事務的なミスであつたというふうな
向こうからの申告もございまして、そういう判断
で公表に至らなかったということでございます。

○中村敦夫君 しかし、今回の事件というのはそ
ういう事実は公表されない、そうしたことでな
かなか発覚も遅れたということなんですよ。で
すから、すべてそういうものは情報公開すると武部
大臣が言ったんですから、誤解がないように、即
座にもし誤りがあつたのであれば発表するのが役
所の義務じゃないかと思ひます。

ここで、大臣にお伺いしたいんですけれども、
こうやってずっと答弁聞いていまして、結局の
ところ、農水省と業者というものがまたれ合い体
質があるということは否めないんですよ。何か
業者の思惑の方を大事にして、情報公開をする

いう本来の仕事をどうしても遅らせてしまつてい
ると。

それからまた、やっぱり事実を調査するという
意欲、それからシステムですね。徹底的に調査で
きる能力というものを養う、そういう必要がある
と思うんですよ。そうしませんでした、今までこの問
題、何が起つたかという、はつきりしている
んですよ。警察が動いたら初めて農水省は全貌を
明らかにすると。そうすると、確実にもう非常に
不透明だし不祥事に近いだろう、あるいは犯罪が
あるかもしれないというようなことがたくさん
あつても農水省は何もしない。警察が動いたら初
めて後で事実を発表するという、こういうパター
ンになつてしまふんですね。これは私は逆だと思
うんですよ。農水省自らが自分の管轄の仕事を
きっちり調査していくと。そうしたら、犯罪が
あつたらば警察が入るというのが本来の順番じゃ
ないかと思うんですけれども、いかがでしょう
か。

○国務大臣(亀井善之君) この牛肉在庫保管ある
いは処分事業につきましては、実は昨年六月十八
日に食肉流通問題調査検討委員会の報告書をちょ
うだいをいたしております。その中にも、食肉行
政につきましては行政が業界と一体となつて施策
を進めてきたことが政策決定過程における消費者
不在や不透明性を招くことにつながつたこと、我
が国の食肉関係業界では消費者利益や公益を考
えることが会員企業の利益につながるという認識が
不十分であつたことなどの指摘を受けたわけであ
ります。

この反省に立ちまして、まず私は、省内での意
識改革とこの食肉の問題につきましての反省、こ
ういうことから、組織の改正、また職員の意識改
革を強く求めたわけであります。また、食肉行政
の運営に当たりまして、消費者の視点を重視し
て、政策決定過程の透明化を図るために、事業創
設時に消費者の意見を聴くなど消費者重視の政策
決定システム、この構築、あるいはまた、JAS
法を始めとする食品関連法規の遵守の徹底、取締

りの強化、食肉関係企業のコンプライアンスの推
進、あるいは牛肉のトレーサビリティシステムの
確立、普及、こういうことに全力で取り組む
と、こういうことを指示をしたわけでもございま
す。

今回、このような事件、捜査の権限を有する捜
査当局の事実の究明に全面的に協力をいたしまし
て真相解明につながる、こう認識をしております
ので捜査の状況を見極めていきたい、このように
考えておりますし、またさらに職員等意識の改革
をもつて臨んでまいりたいと、こう思つておりま
す。

○中村敦夫君 終わります。

○委員長(岩永浩美君) 本日の質疑はこの程度に
とどめ、これにて散会をいたします。

午後三時三分散会

平成十六年五月二十日印刷

平成十六年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局